

諮問第1号

平成21年10月30日付21春都政第454号

春日井市長諮問

都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスター
プラン)の策定について

平成21年11月17日提出
春日井市都市計画審議会
会長 竹内伝史

21春都政第454号

平成21年10月30日

春日井市都市計画審議会

会長 竹内 伝史 様

春日井市長 伊藤



都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の策定
について（諮問）。

このことについて、貴審議会の意見を求めます。

諮問事項

「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の策定」

春日井市都市計画マスタープラン (原案)

春日井市

目次

序章 都市計画マスタープランの策定にあたって	1
1. 都市計画マスタープランとは.....	2
1章 現況と課題	7
1. まちの現状	9
(1) 位置づけ	
(2) 人口・世帯の推移	
(3) 土地利用	
(4) 産業構造	
(5) 市街地整備の状況と動向	
(6) 道路・交通体系、都市施設など	
2. 市民の声	16
(1) 市民意向調査（アンケート）	
(2) 地域懇談会	
3. まちの課題	21
(1) 時代潮流	
(2) まちづくりの方向性	
(3) まちづくりの重要課題	
(4) 分野別課題	
2章 全体構想	25
1. 都市計画の目標（将来都市フレーム）	27
(1) 人口フレーム	
(2) 世帯フレーム	
(3) 産業フレーム	
(4) 土地利用フレーム	
2. 将来都市像	30
(1) 都市像	
(2) まちづくりの目標	
(3) 都市像の具体的なイメージ	
3. 将来都市構造	34
4. 分野別のまちづくり方針	35
(1) 土地利用	
(2) 市街地整備	

- (3) 道路・交通
- (4) 公園・緑地
- (5) 住宅・住環境整備
- (6) 都市防災・防犯
- (7) 都市景観

3章 地域別構想 **55**

1. 地域別構想の概要	57
2. 地域別まちづくり	58
(1) 南部地域〔主な拠点：勝川・味美〕	59
(2) 西部地域〔主な拠点：牛山・鷹来〕	64
(3) 中部地域〔主な拠点：鳥居松・春日井駅周辺〕	69
(4) 中東部地域〔主な拠点：神領駅周辺〕	74
(5) 中北部地域〔主な拠点：春日井インター周辺〕	79
(6) 東部地域〔主な拠点：高蔵寺・ニュータウン〕	84
(7) 北部地域〔主な拠点：坂下〕	89

4章 まちづくり推進方策 **94**

1. 基本方針	96
2. まちづくりの実現に向けた取組み	97

インデックス

序章 都市計画マスタープラン の策定にあたって	<ul style="list-style-type: none">・都市計画マスタープランとは (策定の目的と位置づけ、策定体制、策定方針、 構成、計画期間)	P 1 ~ P 6	序章 都市計画MP の策定にあたって
1章 現況と課題	<ul style="list-style-type: none">・まちの現状・市民の声（アンケート、地域懇談会）・まちの課題 (まちづくりの方向性、分野別課題 など)	P 7 ~ P24	1章 現況と課題
2章 全体構想	<ul style="list-style-type: none">・都市計画の目標（将来都市フレーム）・将来都市像・将来都市構造・分野別のまちづくり方針	P25 ~ P54	2章 全体構想
3章 地域別構想	<ul style="list-style-type: none">・地域別構想の概要 (地域別構想の考え方、地域区分の設定 など)・地域別まちづくり (目標、方針、テーマ別方針)	P55 ~ P93	3章 地域別構想
4章 まちづくり 推進方策	<ul style="list-style-type: none">・基本方針・まちづくりの実現に向けた取組み など	P94 ~ P106	4章 まちづくり 推進方策

序

章

都市計画マスタープランの 策定にあたって

CITY PLANNING OF KASUGAI

1 都市計画マスタープランとは

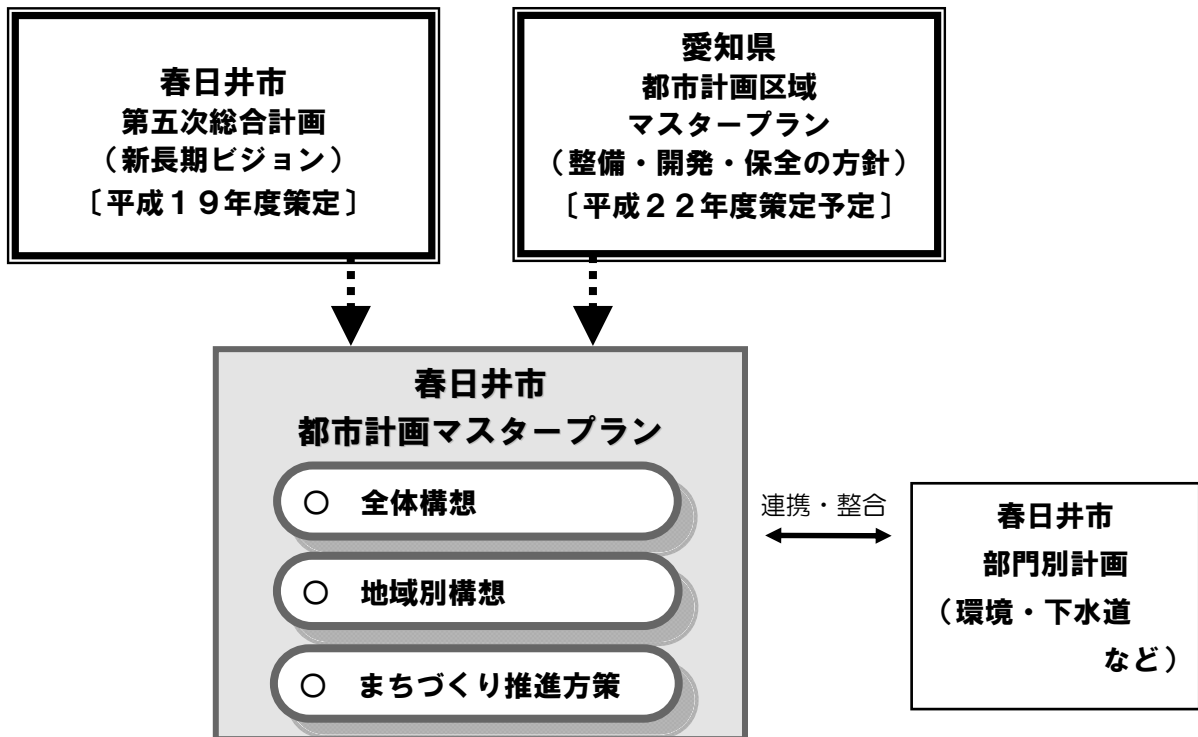
① 目的

人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、さらには情報化や地方分権の進展など、社会情勢の変化に伴い、本市のまちづくりのあり方は大きな転換期を迎えています。また、時代とともに高度化、多様化する市民ニーズに対応するため、より質の高いまちづくりが求められています。

こうした状況のもと、本市のあるべき都市の将来像の実現に向けて、機能的で質の高いまちづくりを目標に、にぎわいや活力が生まれ、持続して成長していくため、時代に即した新たな都市計画マスタープランを市民の参画を得ながら策定します。

② 位置づけ

都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として都市計画法に位置づけられています。この方針は、上位計画である本市の基本的な指針を示す第五次総合計画（新長期ビジョン）及び愛知県が定める都市計画区域マスタープラン^{※1}を踏まえ、策定します。また環境・下水道などの各部門別計画とも連携と整合を図ります。



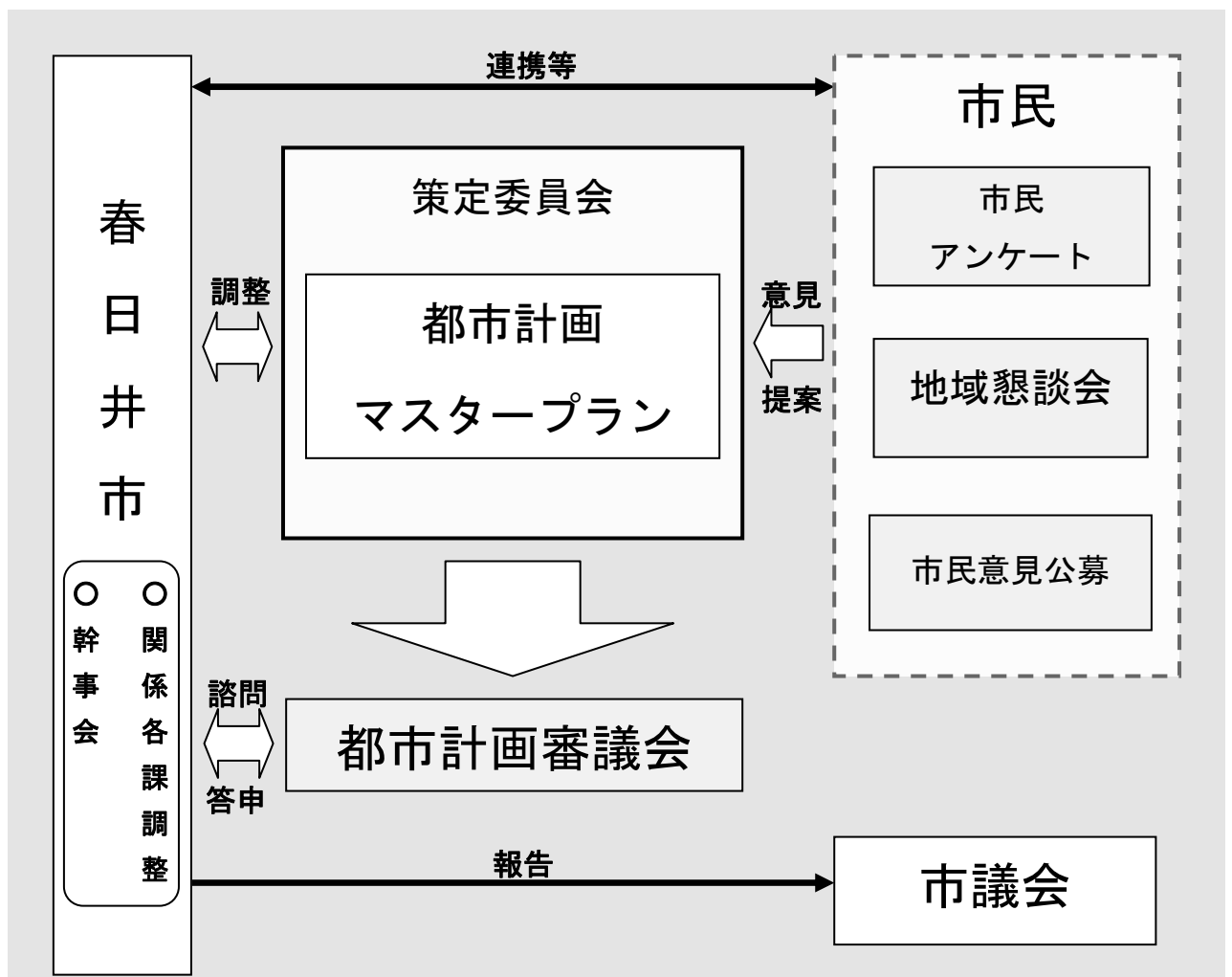
※1 都市計画区域マスタープラン
都道府県が当該都市計画区域の発展の動向や人口などの現状及び将来の見通しを踏まえ、広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けた大きな道筋を明らかにするため策定する計画。

③ 策定体制

市民協働によるまちづくりを進めるため、市民アンケートや市民意見公募のほか、市民の生の声を把握するために地域懇談会を開催し、出された意見を計画づくりに活かしていきます。

市民意見を踏まえた案を庁内の幹事会で検討し、素案として学識経験者や市民代表者などからなる策定委員会で検討します。そのうえでまとめられた計画案を都市計画審議会に諮り、都市計画マスタープランとして策定・公表します。

■都市計画マスタープラン策定に係る体制図



④ 策定方針

現行の都市計画マスタープランの考え方を検証し、継続すべき方針に加え、まちづくりに求められる新たな観点を取り入れ策定します。

現行の計画策定における考え方

- 現行の都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本方針を全ての分野にわたり幅広く盛り込んだ構成であるとともに、各地域のバランスを重視した計画となっています。
- 人口、経済の成長を前提とし、市街地開発事業などを進め、市街地拡大を基本とする計画となっています。



新計画での策定方針

- ◎ 厳しい財政状況や右肩上がりの人口増加が見込めないことから、まちづくりにおいても“選択と集中”が強く求められる時代を迎えています。このため、既存ストック※2の活用など経営的な視点を取り入れたまちづくりを目指します。
- ◎ 既成市街地の老朽化や空洞化に対応して、リフォーム・リニューアル※3を行い、新たな時代にあったまちづくりを目指します。
- ◎ 都市の活力が維持・増進できるまちづくりや新たな働く場が創出されるまちづくりを目指します。
- ◎ 春日井市第五次総合計画及び愛知県都市計画区域マスタープランとの整合を図りながら、数値化が可能なものは成果指標を設定し、市民とともにわかりやすい計画の進行管理を行います。
- ◎ 多くの市民の参画を得ながら、市民協働による都市計画マスタープランを策定します。

※2 既存ストック

現在あるまちの資産。道路や公園、鉄道駅や公共施設などの建物などを指す。

※3 リフォーム・リニューアル

部分的、若しくは大幅な改装。

⑤ 構成

計画の主な構成は全体構想と地域別構想からなり、全体構想では、第五次総合計画などの内容を踏まえ、都市計画の目標と将来都市像を設定し、これらを実現するための将来都市構造や分野別のまちづくり方針を示します。

地域別構想では、全体構想を踏まえ、地域の特性を活かした目標と方針を定めるとともに、テーマ別方針として「にぎわい」「快適」「安全・安心」の3区分による課題と方針を示します。

まちづくり推進方策では、全体構想や地域別構想で示した目標や方針を実現するための方策を示します。

<p>序章 都市計画マスタープランの策定にあたって</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランとは (策定の目的と位置づけ、策定体制、策定方針、構成、計画期間)
<p>1章 現況と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの現状 ・市民の声（アンケート、地域懇談会） ・まちの課題 (まちづくりの方向性、分野別課題 など)
<p>2章 全体構想</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画の目標（将来都市フレーム） ・将来都市像 ・将来都市構造 ・分野別のまちづくり方針
<p>3章 地域別構想</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別構想の概要 (地域別構想の考え方、地域区分の設定 など) ・地域別まちづくり (目標、方針、テーマ別方針)
<p>4章 まちづくり推進方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 ・まちづくりの実現に向けた取組み など

⑥ 計画期間

本計画の策定時を初年度として、平成31年度（2019年度）を目標年次とするおおむね10年間とします。なお、必要に応じて適宜補足改定などを行っていきます。

序 章

都市計画MP
の策定にあたって

1
章

現況と課題

CITY PLANNING OF KASUGAI

1

まちの現状

(1) 位置づけ

① 位置

本市は、東西に約 16.0km、南北に約 13.5km で面積は 92.71 km² であり、愛知県では、名古屋市、小牧市、犬山市、瀬戸市、豊山町の4市1町と、岐阜県では多治見市と接しています。

また、東名高速道路、中央自動車道、東名阪自動車道、一般国道 19号や 155号などの幹線道路網や県営名古屋空港に隣接するなど利便性の高い広域的な交通に恵まれています。

■ 本市の位置

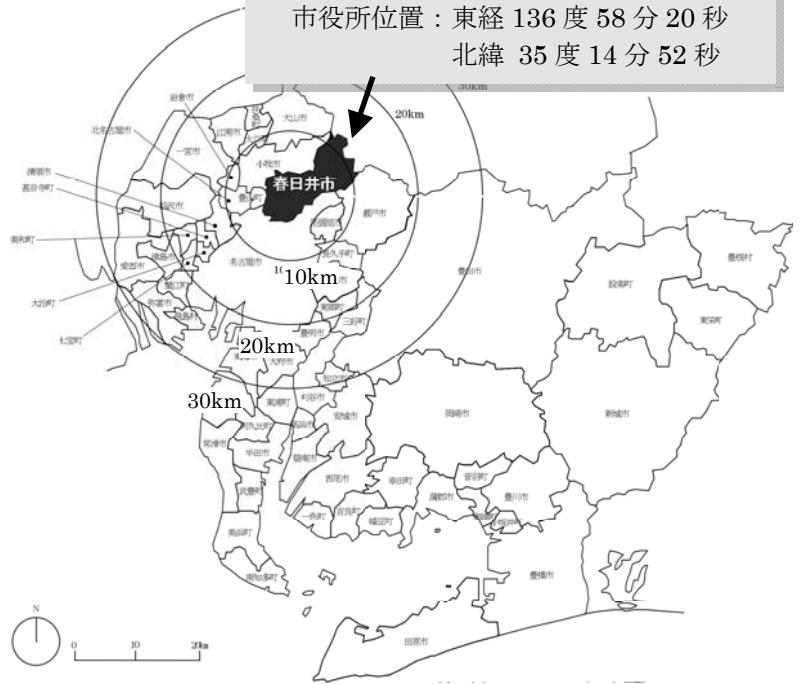
春日井市

面積：92.71 km²

東西 約 16.0 km、南北 約 13.5 km

市役所位置：東経 136 度 58 分 20 秒

北緯 35 度 14 分 52 秒



② 広域的位置づけ

本市の上位・関連計画における広域的な位置づけは以下のようになっています。

計画名	位置づけ
中部圏開発整備計画（第4次） 策定機関：国 策定年次：平成 12 年 4 月 計画期間：平成 12 年度から平成 27 年度	本市は <u>伊勢湾・東海環状軸</u> に位置している。太平洋新国土軸とともに、高度な産業・技術、高次都市機能などをいかした地域づくりをすすめていく必要があるとしている。
新しい政策の指針（愛知県地方計画） 策定機関：愛知県 策定年次：平成 18 年 3 月 計画期間：平成 18 年度から平成 27 年度	本市は <u>尾張北東部地域</u> に属している。尾張北東部地域は、知多・西三河地域とともに、産業の高度化や次代を担う先端産業の集積を図り、世界レベルでの産業技術の中枢性を強化していく必要があるとしている。

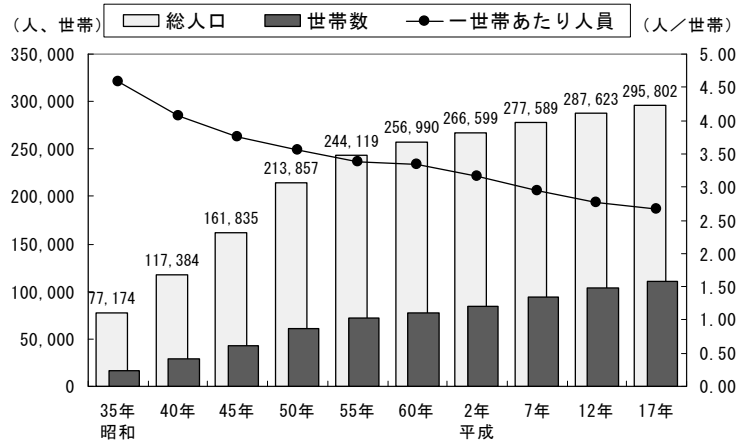
(2) 人口・世帯の推移

① 人口・世帯数

本市の人口は、これまで増加を続けてきていますが、近年の人口の増加はゆるやかになっています。また、世帯数についても、これまで増加を続けています。

一世帯あたり人員については、出生数の減少や単身世帯などの増加により、減少傾向が続くと見込まれます。

■ 人口、世帯数の推移

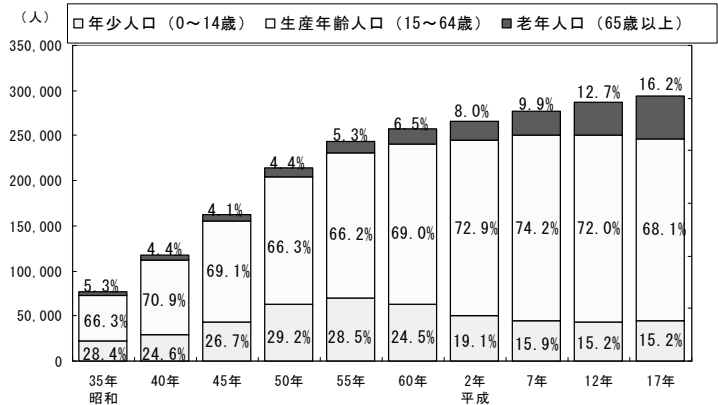


資料：国勢調査

② 年齢別人口

本市の年齢別人口は、65歳以上の老年人口が着実に増加しており、全国的な傾向である高齢化が本市においても進行しています。一方、14歳以下の年少人口は減少傾向にあり、少子化の傾向が伺えます。

■ 年齢別人口

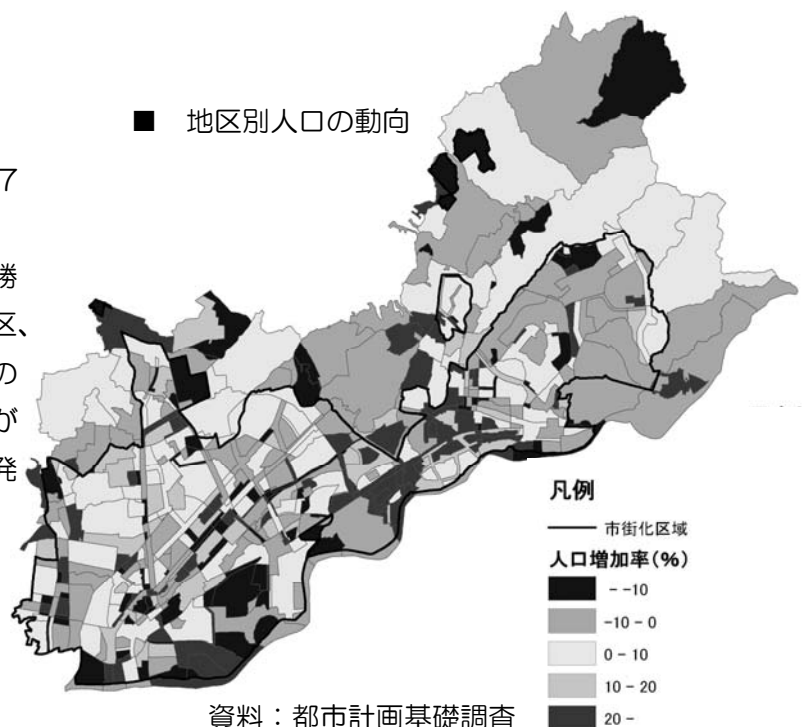


資料：国勢調査

③ 地区別人口の動向

都市計画基礎調査のデータより、調査区別の平成12年から平成17年にかけての人口増加率をみると、土地区画整理事業を施行中のJR勝川駅周辺地区やJR神領駅周辺地区、また、市街化区域に隣接した一部の地区においては増加している箇所がみられるなど、地区によっては活発な宅地需要がみられます。

■ 地区別人口の動向

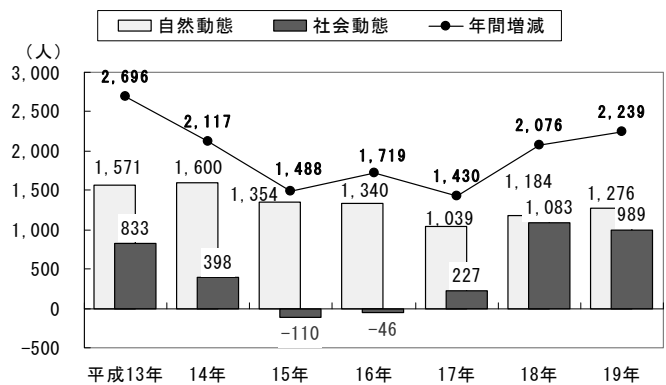


資料：都市計画基礎調査

④ 人口動向

本市の人口動向における、転入や転出などによる社会動態は平成 15、16 年と市外への流出が多くなっていましたが、平成 17 年は増加に転じています。出生などによる自然動態は、少子化の影響により、平成 13 年に約 1,600 人の増加数が、平成 19 年では、約 1,300 人となっています。

■ 人口動向



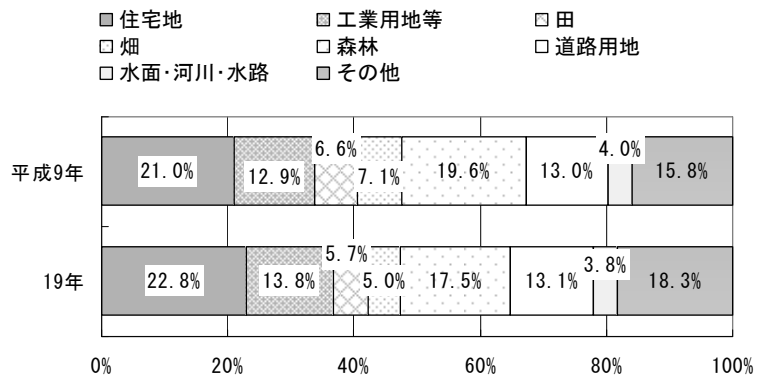
資料：春日井市統計書

(3) 土地利用

① 地目別土地利用

平成 19 年の市域全体における地目別の土地利用を割合別にみると、住宅地が一番多く 22.8%、次いで森林が 17.5% となっており、以下工業用地などが 13.8%、道路用地が 13.1%と続いています。平成9年時点と比較すると、住宅地や工業用地などの割合が増加しています。

■ 地目別土地利用



資料：土地に関する統計年報

② 都市計画区域などの状況

本市の市街化区域の面積は 4,679ha となっており、この面積は都市計画区域の 50.5%を占めています。市街化調整区域は 4,592ha で 49.5%となっています。また、人口集中地区^{※1}の面積は、市街化区域とほぼ同様の 4,550ha となっています。

■ 都市計画区域などの状況(H20) 単位：ha

区域	面積	全市域割合 (%)
全市域	9,271	100
都市計画区域	9,271	100
市街化区域	4,679	50.5
市街化調整区域	4,592	49.5
人口集中地区 ^{※1} (DID) H17 国勢調査	4,550	49.1

※1 人口集中地区

国勢調査において設定される統計上の地区であり、市町村の区域内で人口密度が 4,000 人/km² 以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区に設定される。

③ 用途指定

市街化区域 4,679ha における用途地域の指定状況をみると、平成 20 年では住居系割合が 73.5%と非常に高くなっています。一方、工業系は 18.3%に留まっており、県内平均 30.4%と比べ低い割合となっています。また、工業系の中でも、工場などの立地が可能な工業地域や工業専用地域については、その中の 4 割程度で、市街化区域全体から見れば、7%という低い割合となっています。

■ 用途地域の指定状況（H20）

単位：ha

分類	用途地域名	面積	割合
住居系	第一種低層住居専用地域	467	10.0
	第二種低層住居専用地域	2.6	0.1
	第一種中高層住居専用地域	1,107	23.7
	第二種中高層住居専用地域	34	0.7
	第一種住居地域	1,705	36.4
	第二種住居地域	74	1.6
	準住居地域	50	1.1
住居系計		3,440	73.5
商業系	近隣商業地域	252	5.4
	商業地域	131	2.8
	商業系計	383	8.2
工業系	準工業地域	529	11.3
	工業地域	118	2.5
	工業専用地域	209	4.5
	工業系計	856	18.3
総計		4,679	100

（4）産業構造

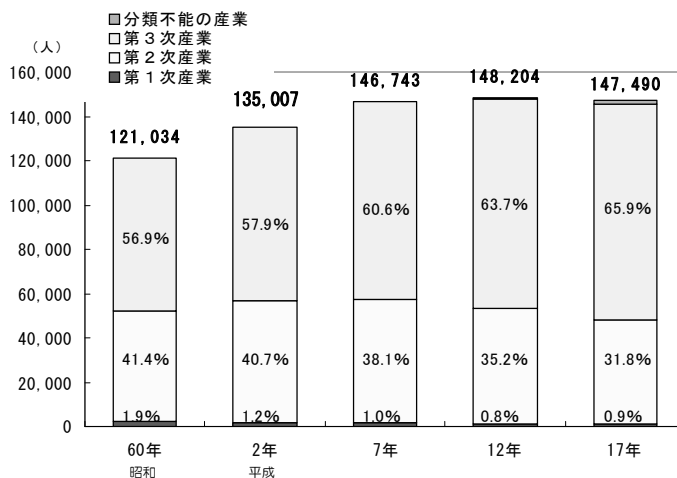
① 産業構成

本市の従業者数は、平成 12 年まで増加していましたが、平成 17 年にわずかながら減少に転じています。

平成 17 年における産業別従業者数では、第 3 次産業が増加傾向にあり全従業者数の 65.9%を占めており、県内平均 61.3%より高くなっています。

また、第 1 次産業は減少傾向にあり全体の 0.9%、第 2 次産業も昭和 60 年をピークに減少に転じ、全従業者数の 31.8%となっています。

■ 産業別従業者数の推移



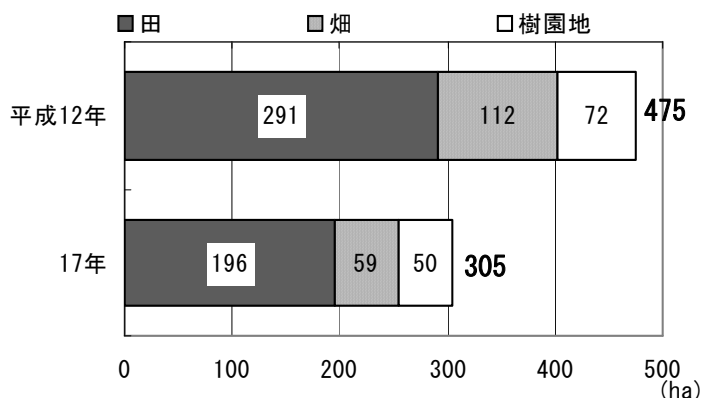
資料：国勢調査

② 農業

本市の経営耕地面積は平成 12 年に比べ、平成 17 年は減少しています。

中でも畑の耕地面積が半数程度に減少しています。

■ 経営耕地面積の推移

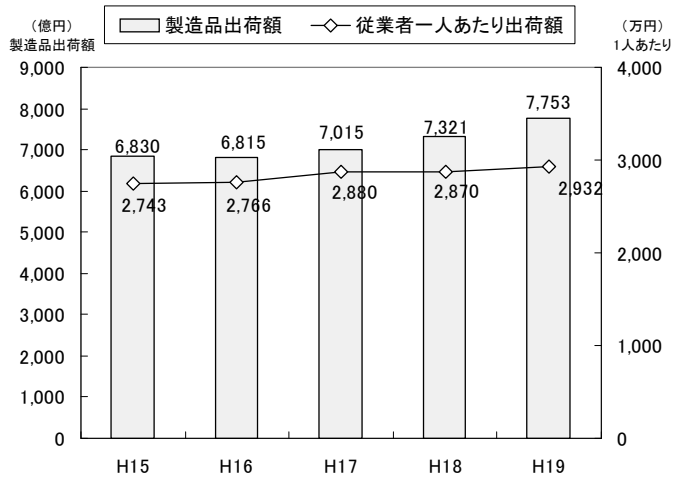


資料：農林業センサス

③ 製造業

本市の製造品出荷額は平成 16 年以降増加しています。今後は、工業系土地利用の需要の高まりが期待されます。

■ 製造品出荷額などの推移

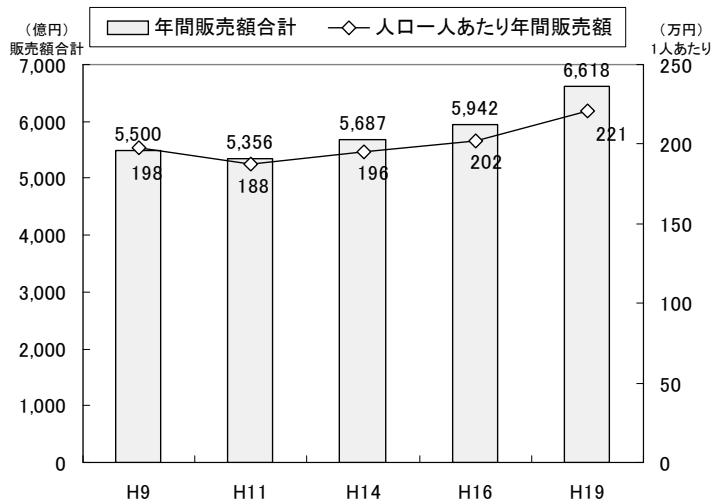


資料：工業統計調査

④ 商業

本市の年間商品販売額は平成 14 年以降増加しています。また、一人あたり年間販売額についても、同様に平成 14 年より増加しています。

■ 年間商品販売額などの推移



資料：商業統計調査

(5) 市街地整備の状況と動向

① 土地区画整理事業

本市の土地区画整理事業は、市、県、組合及び公団施行で 43 地区が施行済みであり、現在、市施行で 2 地区、組合施行で 4 地区が施行中となっています。

総面積は市街化区域の 73.2%にあたる 3,426ha にのぼっています。

■ 土地区画整理事業の状況

施行済		施行中		事業施行の割合	
地区数	面積 (ha)	地区数	面積 (ha)	市域全体	市街化区域
43	3180.4	6	245.8	37%	73%

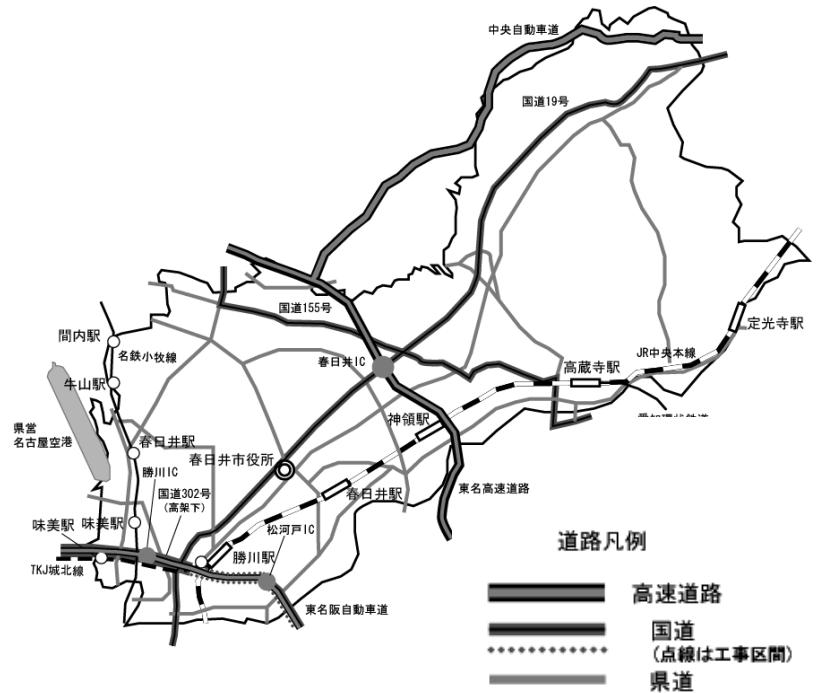
(6) 道路・交通体系、都市施設など

① 道路の概要

本市の道路交通網は、東名高速道路、中央自動車道、東名阪自動車道の高速道路、一般国道19号、155号、302号などの幹線道路が通っているなど、広域的な交通に恵まれています。

都市計画道路は平成20年度末現在で75路線約189kmが計画決定されており、全体の約78%にあたる約149kmが完成し、供用されています。市街化区域内においてはおおむね整備が完了しており、市街化調整区域における整備が遅れている状況となっています。

■ 道路等の状況



② 公共交通

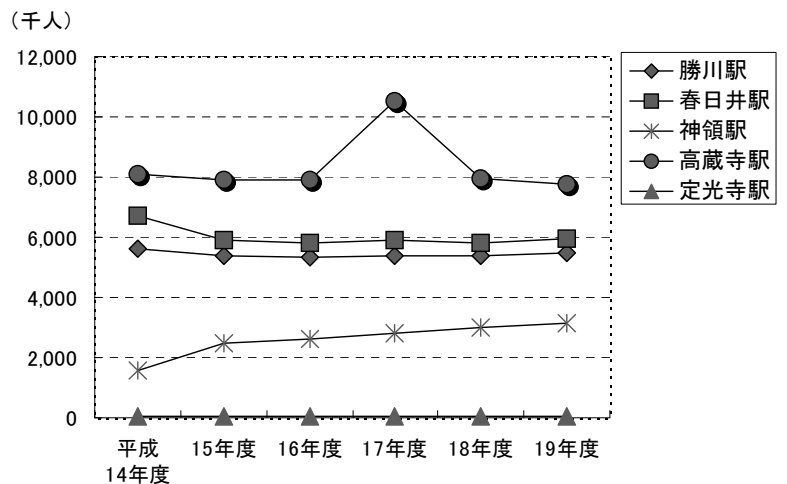
本市には、JR中央本線、名鉄小牧線、TKJ城北線及び愛知環状鉄道が通り、JR中央本線で5駅、名鉄小牧線で4駅、城北線で2駅、愛知環状鉄道線で1駅設けられています。

平成17年度については、国際博覧会「愛・地球博」の開催により、高蔵寺駅の利用が一時的に増加しましたが、JR中央本線各駅の乗客数は、年度により多少の増減はあるものの横ばい傾向となっています。

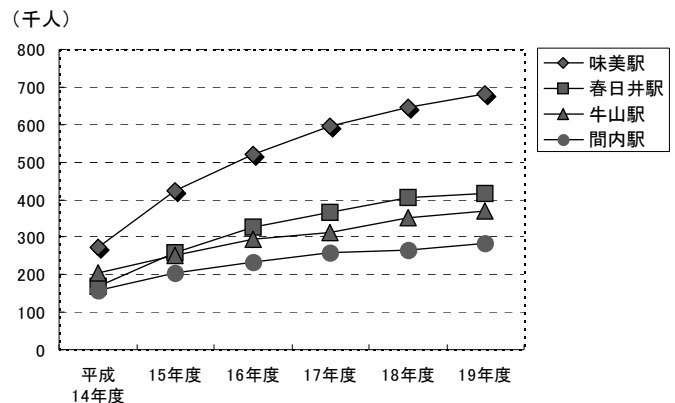
名鉄小牧線については、全駅で乗客数が伸びており、駅周辺において人口増加が伺えます。

路線バスでは、民間バスの路線や本数の減少が顕著となっており、その代替として春日井シティバスが4路線で運行しています。

■ JR中央本線各駅の年間乗客数の状況



■ 名鉄小牧線各駅の年間乗客数の状況

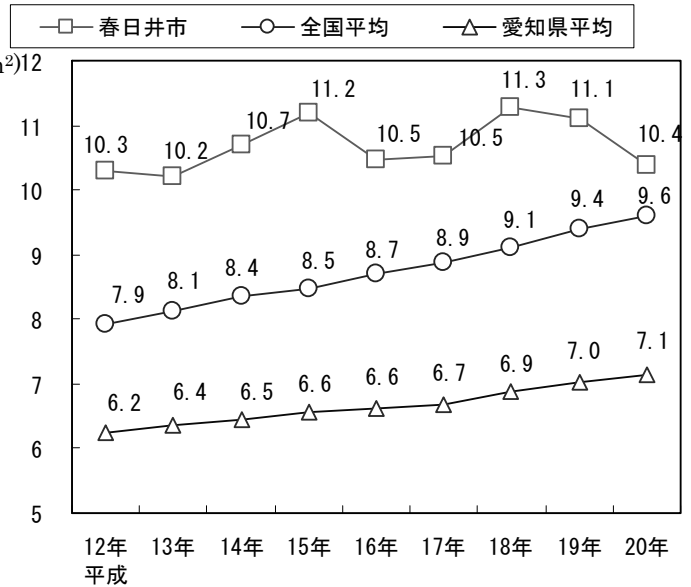


資料：春日井市統計書

③ 公園・緑地

都市計画公園・緑地は、平成20年(平成20年)で240箇所(計画面積約388ha)が都市計画決定されています。また、市民一人あたりの都市公園面積は平成20年で10.4㎡であり、県平均7.1㎡や全国平均9.6㎡を大きく上回っており、本市はうるおいが感じられる環境を有しています。

■ 1人あたりの都市公園面積

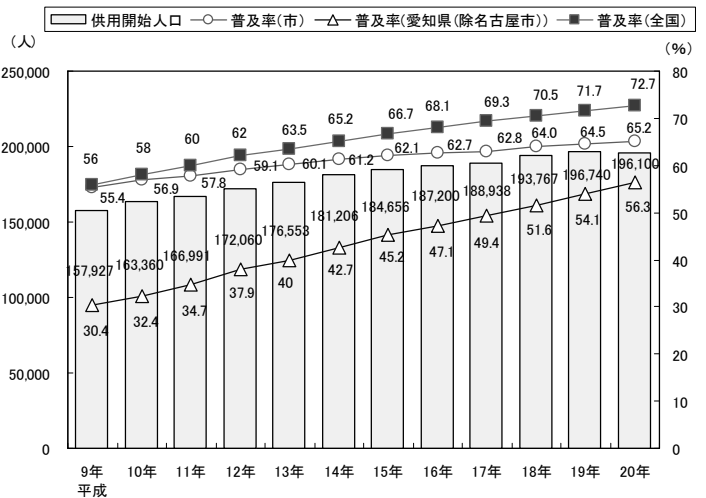


資料：愛知県都市公園の現況について
(愛知県建設部公園緑地課)

④ 下水道

本市の公共下水道の普及率^{※2}は、平成20年で65.2%となっており、全国値72.7%を少し下回っているものの、愛知県(除名古屋)値56.3%を大きく上回っています。

■ 公共下水道の普及率



資料：春日井市統計書(供用開始人口、普及率 市)
愛知県建設部下水道課(普及率 愛知県・全国)

※2 公共下水道の普及率

市内の全人口に対して、既に下水道が使えるようになった区域に住んでいる人口(供用開始人口)の割合を表わしたものを。

2

市民の声

(1) 市民意向調査（アンケート）

市民のまちづくりに対する意見や評価を幅広く把握し、本都市計画マスタープランを策定する上での基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。アンケートの設問ごとに、「まち全体（市全体について）」「お住まいの地区」それぞれについて、意向を確認しました。

調査対象：18歳以上の市民 6,600人（無作為抽出）

調査方法：郵送による配布、回収

調査時期：平成19年7月から8月

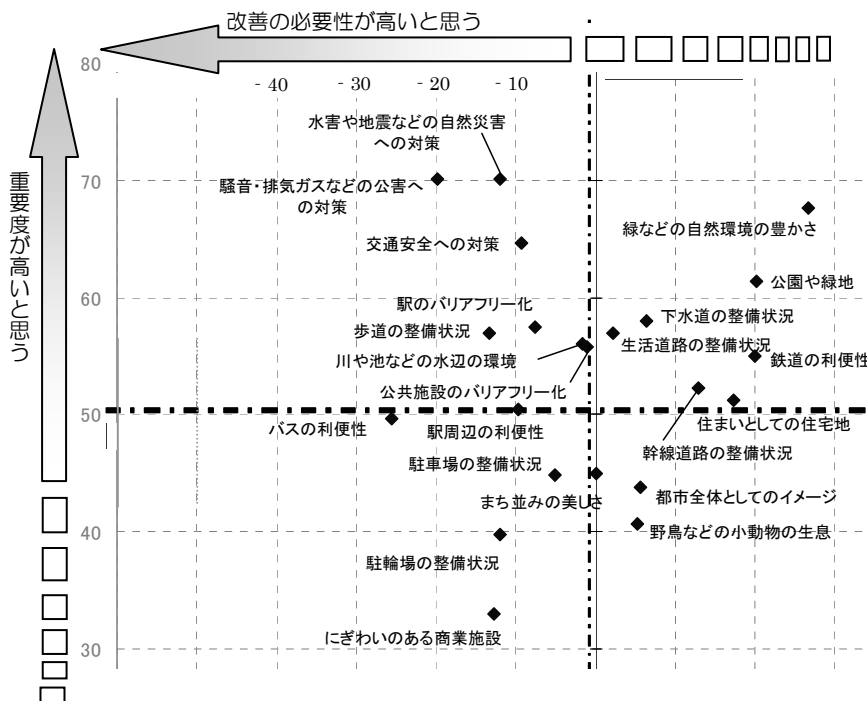
回収票数：3,593票

回収率：54.4%

● まちづくりの評価と今後への期待

安全・安心や人にやさしいまちづくりが望まれています。

まちづくりについて、現状の評価や今後への期待について、お尋ねしたところ、現状において改善の必要性が高く、今後進める上での重要度が高い項目として、「自然災害への対策」「公害への対策」「交通安全への対策」「駅のバリアフリー化」「歩道の整備」などがあげられており、防災や環境などの安全・安心なまちづくりやバリアフリーといった人にやさしいまちづくりを重点的に推進していくことが望まれています。



● 春日井市のまちづくりについて

まち全体としては駅前の拠点性の強化、地区としては身近な住環境の充実が望まれています。

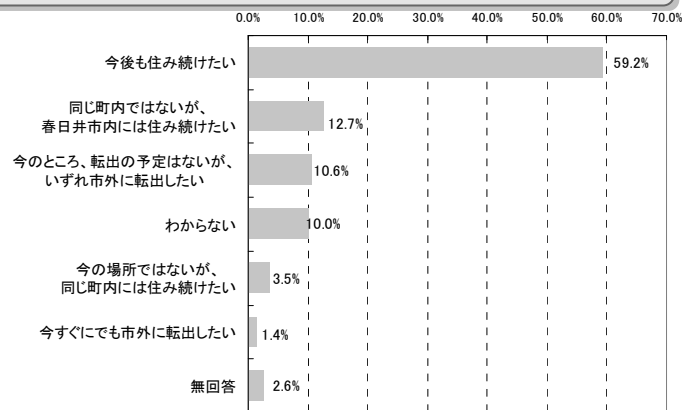
まち全体としては、災害時の安全性を確保するとともに、駅前の拠点性強化や商業機能を強化することが強く望まれています。また、森林などの自然を保全していくことも望まれています。

地区としては、身近な公園や生活道路など住環境を充実するとともに、日用品の買い物もできる便利なまちになることが望まれています。

● 居住意向について

多くの方が今後も居住したいと考えています。

全体で約7割の方が、住み続けたいと回答しています。また、転出意向の方も1割程度います。転出意向の方で都会に住みたいとした方は女性に多く、田舎で暮らしたいとした方は男性で多くなっています。



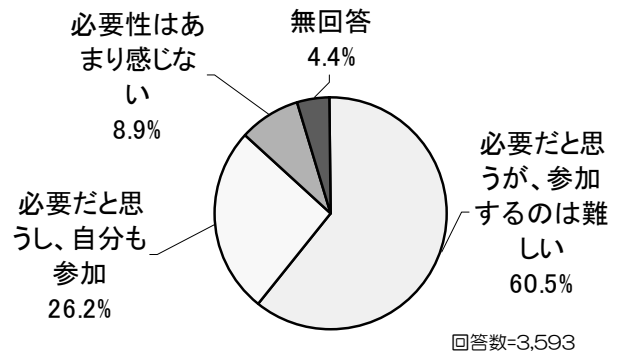
● 市民協働のまちづくり

まちづくりにおける市民協働やルールの必要性は認識されているものの、自身の参加は、難しいと感じられています。

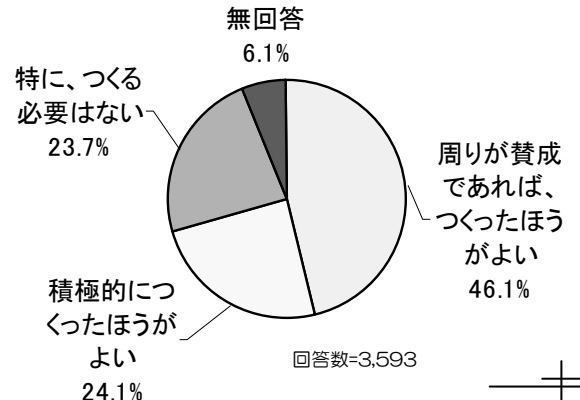
市民協働によるまちづくりの必要性は高く認識（86.7%）されているものの、若い世代になるほど参加は難しいとする方が多くなっています。参加へのきっかけとして、参加案内などの情報や魅力ある活動を行う団体の存在があげられており、今後は、興味のある分野としてあげられた自然保護や地域防犯、緑化運動などの活動団体を育成し、市民に向けた情報提供を広報やホームページなどの多様な媒体で行っていくことが望まれています。

市民による良好なまちをつくっていくルールづくりの必要性はあると7割以上の方が認識をされています。

Q. 市民協働のまちづくりの必要性



Q. ルールづくりの必要性



(2) 地域懇談会

地域懇談会は、市民に「これからの春日井のまちづくり」について話し合い、市全体や地域のまちの課題や将来像を導き出してもらい、その提案を本都市計画マスタープランに活かすことを目的に開催しました。

開催回数：平成19年度（11月、12月）

平成20年度（4月～7月） 計5回

開催会場：市内4会場（東部市民センター、レディヤンかすがい、グリーンパレス春日井、味美ふれあいセンター）

地域：中学校区 15地域

参加人数：各地域10名程度（延べ人数 約550人）

方法：ワークショップ方式※3




① 地域懇談会の検討内容

● 平成19年度

平成19年度においては、市全体からみた「まちづくりの課題」と「将来の方向性」の検討を行いました。

その中で、将来のまちのイメージについては、利便性の向上、環境への配慮、地域コミュニティの活性を重視するという意見が多くあげられました。

■ H19年度の開催内容

開催回	開催内容	開催の様子	
第1回	● 春日井市の魅力と課題		
第2回	● 市民のまちづくり課題の整理 ● 将来のまちのイメージ検討		

※3 ワークショップ形式

自由に意見を出せるよう、くつろいだ雰囲気を進めるグループ討議の形式。

● 平成 20 年度

平成 20 年度においては、地域の「まちづくりの課題」と「将来の方向性」の検討を行いました。

また、第 5 回は全体報告会として 15 地域の参加者がこれまでの成果を発表し、これからの本市のまちづくりについて意見交換を行いました。

■ H20 年度の開催内容

開催回	開催内容	開催の様子	
第 3 回	● 地域の問題・課題の整理		
第 4 回	● 地域のまちづくりの課題の確認 ● 地域の将来像の検討		
第 5 回	● 全体報告会		

～ 市民が感じる春日井市の魅力と課題 ～

魅力（満足しているところ）

【土地利用】

- 地域ごとの拠点がある
- 勝川駅周辺は整備が充実
- 商業施設や病院が多く便利

【市街地整備】

- 区画整理が進み基盤整備が充実

【交通・道路】

- 名古屋等への高い交通利便性
- JR駅の数が多い
- 空港や高速道路ICが近く、長距離移動に便利
- 一般国道19号などの幹線道路が充実
- 民間の商業施設等によるバスが便利

【公園・緑地】

- 身近な公園が充実
- 緑道が多く、よく整備されている
- 公園に木々が多く四季を感じられる
- 内津川などの河川が綺麗

【住宅・住環境整備】

- 公害が少なく環境が良い
- 地域コミュニティが充実

【都市防災・防犯】

- 災害が少ない
- 治安が良い
- 市民意識が高い

課題（良くしたいところ）

【土地利用】

- 働く場を増やしてほしい
- 商店街を元気にしたい

【市街地整備】

- 基盤整備が必要な地域がある
- 春日井インター周辺の整備
- バリアフリー化

【交通・道路】

- バスでの市内の移動を便利に
- 生活道路の危険解消(歩道の整備)
- 駅や駅周辺施設を使いやすく
- 駅の放置自転車をなくしたい

【公園・緑地】

- ニーズに対応した公園

【住宅・住環境整備】

- 子育て環境の改善
- 高蔵寺ニュータウンの活性化

【都市防災・防犯】

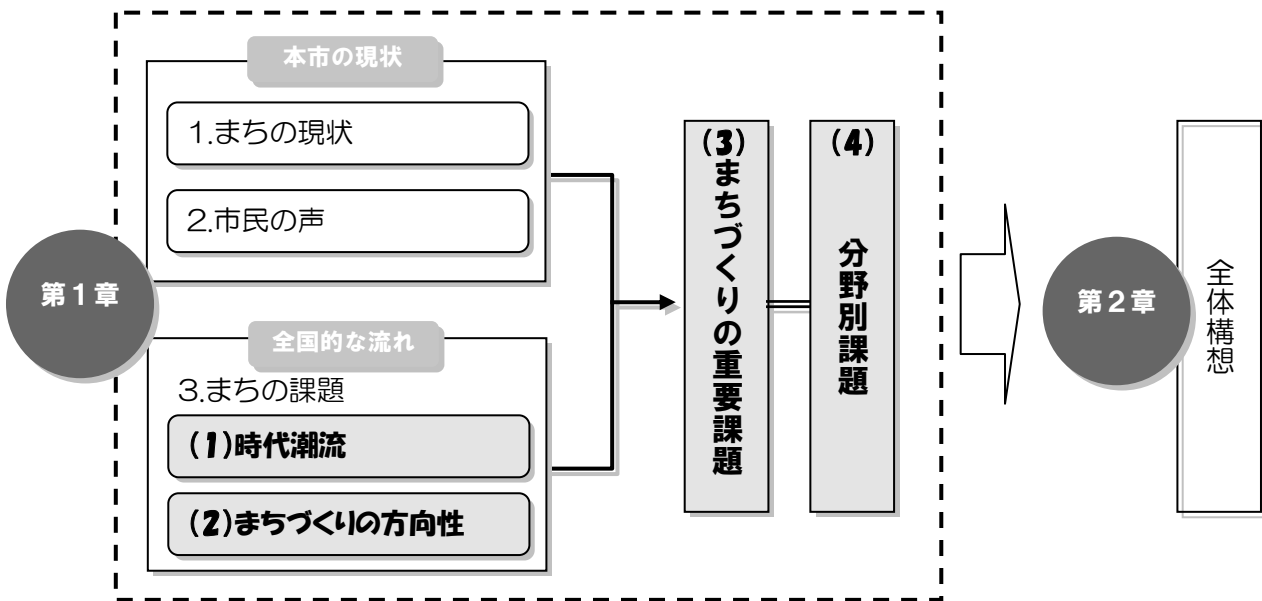
- 防災対策
- 防犯・治安

【都市景観】

- 春日井市の中心となる特徴がほしい

3 まちの課題

これまで整理した「1.まちの現状」及び「2.市民の声」に加え、全国的な流れとして「3.まちの課題（1）時代潮流」「（2）まちづくりの方向性」を整理し、本市における「（3）まちづくり重要課題」及び「（4）分野別課題」を抽出します。



(1) 時代潮流

まちづくりに関係する全国的な視野での展望を「時代潮流」として整理します。

① 人口減少社会・少子高齢化の進行

人口減少社会の到来や少子高齢化の進行という全国的な時代潮流が本市においても進んでおり、第五次総合計画の人口推計によれば、平成26年で人口減少に転じることが予想されています。

② 成長型社会から成熟型社会へ

これまでの、人口が増加することを前提とした量的な充足を第一に目指した成長型社会から、質を高めることを重視した成熟型社会に転換していくことが求められています。

③ 経営的な視点を持った行政運営

市町村合併などに伴う自治体の再編・地方分権といった社会変化のなか、社会保障費の増加などにより今後の行政運営は厳しさを増すことが予想され、行政にも経営的な視点が求められています。

④ 環境重視の時代へ

世界的規模で地球環境への関心が高まっており、住民・企業を含めて自然環境や生活環境の維持・向上を図り、美しい姿で後世に引き継げるようにするための役割を果たしていく必要があります。自然環境への影響が少ない開発などの促進やごみの排出量の削減、リサイクルの普及などの身近な問題から環境へ配慮した取組みが求められています。

(2) まちづくりの方向性

時代潮流を踏まえ、まちづくりの方向性について整理します。

① 都市の機能を集約したまちづくり

効率的なまちづくりを行っていくため、新しい時代の将来都市構造は、都市の機能が集積した都市交流拠点や生活を支える地域拠点を中心とした都市構造を目指していくことが求められています。

② 都市のリフォーム・リニューアル

従来的人口増加を前提とする新市街地形成を中心としたまちづくりから、既成市街地のリフォーム・リニューアル^{※4}などを中心としたまちづくりに転換し、既成市街地の居住性や利便性の向上が図られるようなまちづくりを行っていくことが求められています。

③ 選択と集中による魅力あるまちづくり

市民生活の質を向上させるとともに都市の魅力・ブランド力を創出するための施策を選択し、集中して投資していく必要があります。こうしたことから、市の顔となる拠点などの形成を図っていくことが求められています。

また、都市の活力を維持・増進するため、新たな企業立地を目指した土地利用を進めていくことが求められています。

④ 環境に配慮したまちづくり

地球規模で問題となっている地球温暖化から地域生態系の保全に至るまで、さまざまな環境ニーズに配慮し、森林及び農地の保全や環境負荷の少ない公共交通機関の利用促進などを行い、低炭素社会^{※5}を構築していくことが求められています。

⑤ 市民協働のまちづくり

現在、地域社会の課題が複雑かつ多様化してきています。市民と行政とが協働することにより、行政だけでは難しかったきめ細やかで柔軟な対応や新しいサービスなどの有効な取り組みが可能となります。そのため、幅広い分野で活動中の多くの市民とともに協働のまちづくりを推進していくことが求められています。

※4 リフォーム・リニューアル
部分的、若しくは大幅な改装。

※5 低炭素社会
二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が少ない社会。

(3) まちづくりの重要課題

市民アンケートや地域懇談会で得られた意見から本市の課題などを把握するとともに、現在の社会情勢によるまちづくりに対する全国的な流れを踏まえ、まちづくりの重要課題を整理します。

① 都市の機能集約

人口減少社会や少子高齢化の進行を見据え、「都市の機能が集約し、利便性の高いまち」を目指していく必要があります。

② 都市活力を維持・増進するためのまちの機能強化

地域の特性を活かした拠点の形成や都市再生に取り組み、さらには工業など産業を振興することにより活発な経済活動が行われる「活力のあるまち」にしていく必要があります。

③ 人と環境への配慮

良質な都市環境の整備とともに緑豊かな自然環境が保全され、環境負荷の少ない暮らしを通し、人と自然が共生した「人と環境にやさしいまち」にしていく必要があります。

④ 災害などへの対応強化

大規模地震や水害などの災害に備えたインフラが整備され、また社会の目が行き届き、犯罪や交通事故の少ない「安全・安心なまち」にしていく必要があります。

⑤ 春日井らしさの感じられるまちの創出

都市のブランドイメージが高まるよう、景観などに配慮し、春日井らしさの感じられる「美しいまち」にしていく必要があります。

⑥ 市民主体によるまちづくり

市民一人ひとりが自らまちづくりに参画・協働する「市民主体のまちづくり」の推進を図る必要があります。

(4) 分野別課題

本市の現状やまちづくりに対する全国的な流れを踏まえ、下記に示す基本となる7つの分野を設定し、本市のまちづくりの課題を整理します。また、この分野別課題をもとに、全体構想で基本的な考え方を示し、方針を定めます。

分野	小分類	課題
① 土地利用	商業系	○駅周辺や中心的市街地※6などの都市拠点での商業系土地利用の促進 ○幹線道路沿い地区の計画的な商業系土地利用の促進
	工業系	○新たな企業立地のための工業系土地利用の促進 ○住工混在市街地の土地利用の調和
	農業・森林	○市街化区域内の農地の都市的土地利用の促進と優良な農地の保全 ○森林地域の活用と保全
② 市街地整備	新市街地整備	○基盤未整備地区の市街地整備の促進
	既成市街地整備	○駅周辺の拠点性の強化とバリアフリー化 ○既存ストック※7を活用しつつ便利で安全安心な住環境の整備促進
③ 道路・交通	幹線道路	○交通需要に対応した都市計画道路網の再編成と整備促進
	安全・安心な道づくり	○歩道など道路の整備充実
	公共交通機関	○ニーズに対応したバス網の再編成と整備促進 ○TKJ城北線の利用促進、勝川駅への接続の検討
	駅及び駅前広場	○駅前広場の改善・整備
	駐車場・駐輪場	○放置自転車と違法駐車対策
④ 公園・緑地	公園	○新たな市民ニーズに対応した公園整備の検討 ○基盤未整備地区への公園整備の検討 ○地域ニーズに対応した既存公園の利用方法の検討や整備・市民協働による管理の充実
	緑地・河川	○自然環境の保全と自然を生かした河川による水と緑のネットワークの形成
	都市緑化	○市街地の緑化推進による住環境の向上
⑤ 住宅・住環境整備	住宅供給	○住宅需要に対応した宅地の供給 ○高蔵寺ニュータウンの活性化
	住環境整備	○既成住宅地の住環境の向上 ○子育て環境の充実
	下水道	○公共下水道の整備推進
⑥ 都市防災・防犯	都市防災対策	○密集市街地の改善 ○耐震化の促進 ○避難地、避難路の充実、防災拠点の整備
	水害対策	○水害対策の充実と総合的排水対策の推進
	防犯	○駅周辺の防犯対策
⑦ 都市景観	広域景観	○都市の顔など地域特性を活かした魅力ある景観形成
	地域・生活景観	○市街地の緑化推進による住環境の向上

※6 中心的市街地
商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史のなかで文化、伝統をはぐくみ、各種機能を培ってきた「まちの顔」ともいべき地域。

※7 既存ストック
現在あるまちの資産。道路や公園、鉄道駅や公共施設などの建物などを指す。

2
章

全体構想

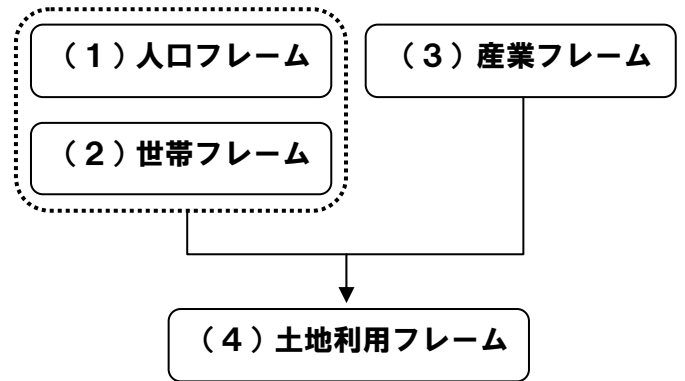
CITY PLANNING OF KASUGAI

1

都市計画の目標（将来都市フレーム）

将来都市フレームは、将来における人口や世帯の状況、産業や土地利用の状況など、計画的なまちづくりを進めるための将来の都市の規模を想定した基本的な指標となるものです。

本都市計画マスタープランでは、これまでの本市の現状や近年の社会情勢などから、計画期間である平成 31 年度を目標年次とした、将来都市フレーム（指標）を設定します。



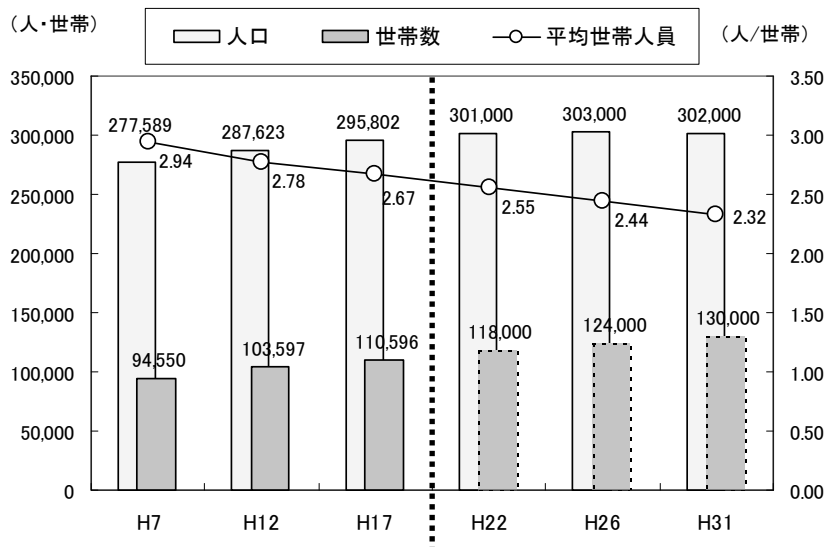
(1) 人口フレーム

将来の総人口は、平成 31 年度を目標年次として推計した結果である、302,000人 とします。

(2) 世帯フレーム

将来の総世帯数は、総人口及び1世帯あたり人員の推移より推計し、人口が減少に転じても1世帯あたりの人員が減ってきていることから、しばらくは増加を続け、平成 31 年にはおおむね130,000世帯、1世帯あたり人員は、平成 31 年で2.32人と推計されます。

■人口・世帯数の見通し



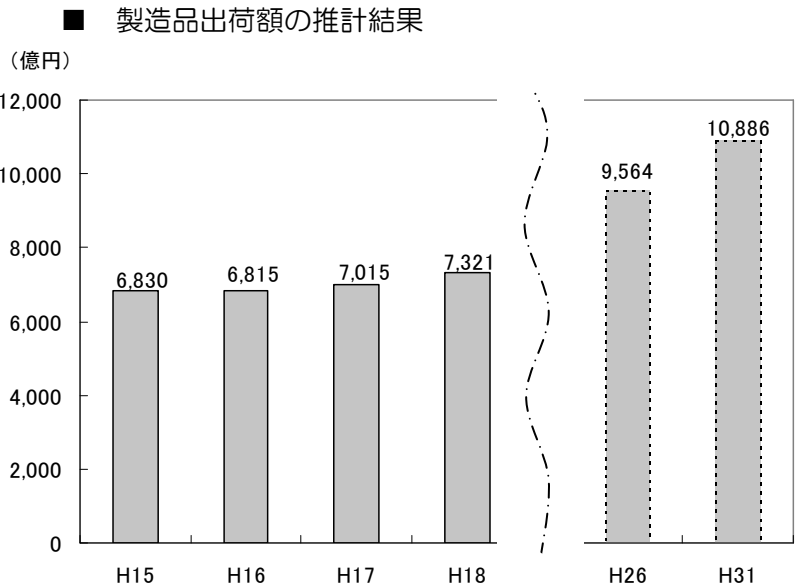
資料：平成 17 年までは国勢調査

(3) 産業フレーム

産業フレームとは、将来の産業規模の指標となるものです。製造品出荷額、商品販売額のそれぞれについて推計します。

① 製造品出荷額

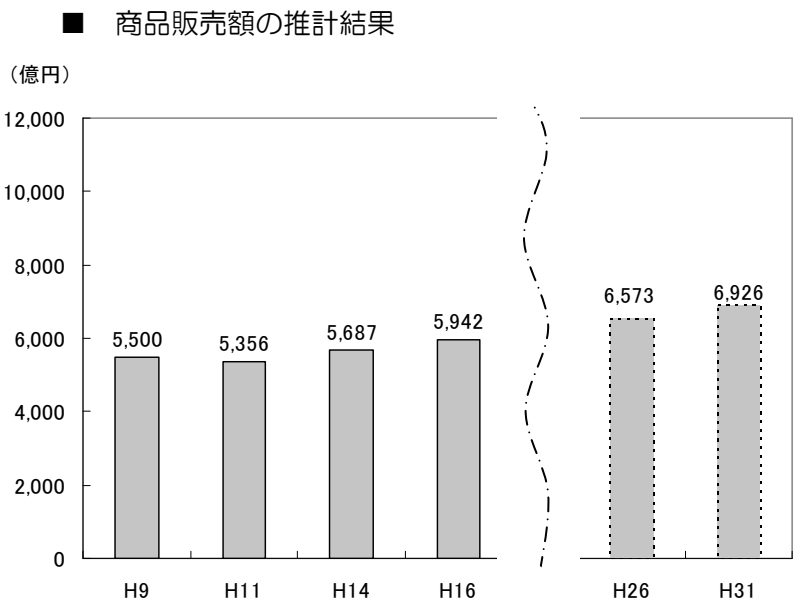
製造品出荷額は、平成16年以降増加傾向が続いており、また、製造品出荷額の過去の実績に基づく将来推計を行うと、平成26年には9,564億円、平成31年には10,886億円になると推計されます。



資料：平成18年までは工業統計調査

② 商品販売額

商品販売額は、平成11年以降増加傾向が続いており、また、商品販売額の過去の実績に基づく将来推計を行うと、平成26年には6,573億円、平成31年には6,926億円と推計されます。



資料：平成16年までは商業統計調査

(4) 土地利用フレーム

人口、世帯数、製造品出荷額等の推計結果などから、目標年次である平成31年度における土地利用フレームのおおむねの規模を想定します。

① 住宅地フレーム

住宅地の規模は、世帯数の増加や市街化区域人口の増加に対応するため、約65haの増加を見込み、目標年次における面積を約2,623haと想定します。なお、住宅地の整備は、住環境の改善を図る必要がある既存の集落地を含む地区などにおいて計画的に実施していきます。

② 工業地フレーム

工業地の規模は、製造品出荷額等の増加に対応するため、約97haの増加を見込み、目標年次における面積を約443haと想定します。なお、約97haについては、市街化区域において土地利用の誘導をするほか、新たに必要と想定される工業地を約85haとして、既に道路などの基盤が整っているインターチェンジ周辺や工業の集積している地区の周辺などに計画的に誘導していきます。

③ 商業地フレーム

商業地は、中心市街地の活性化の観点から、今後、駅周辺整備が行われるJR春日井駅などの主要駅周辺や既存の商店街へ誘導を図る必要があります。

このため、商業地の想定される必要面積については、市街化区域の用途地域を適切に配置し、用途地域の内容に応じた土地利用を誘導することにより確保していきます。

■ 土地利用フレームの推計

単位：ha

区分	現状面積	将来面積
住宅地	2,558	2,623
工業地	346	443
商業地	336	346

資料：現状面積は都市計画基礎調査（平成20年）

■ 推計より想定される必要面積

単位：ha

区分	面積
住宅地	65（100）
工業地	85（130）
商業地	10（15）

注：（ ）はグロス値^{※1}

※1：道路などの公共施設用地を含めた土地のこと（必要商業地（ネット）÷（1-将来公共用地率））

2 将来都市像

(1) 都市像

都市計画マスタープランは第五次総合計画に示された将来像「人と地域が輝き、安全安心で躍動する都市」を具体化していくための都市づくりの基本的な方針となります。

これを踏まえ、本計画では「にぎわいと活気に満ち いつまでも住み続けたい 未来に輝くまち」をテーマに掲げ、産業誘致を始めとする工業・商業・農業の振興などの地域活力の維持向上と都市と自然環境が調和した持続可能なまちづくりを目指します。

『 にぎわいと活気に満ち
いつまでも住み続けたい
未来に輝くまち 』



(2) まちづくりの目標

① 都市の機能が集約したまちづくり

人口減少社会や少子高齢化の進行に対応し、成長型から成熟型社会への形成に向けて、都市交流拠点である利便性の高い駅周辺や中心的市街地^{※2}、地域の生活の中心をなす地域拠点などに都市機能を集積し、便利で快適に暮らせるまちを目指します。

② 活力のあるまちづくり

都市の持続的な発展を支えるとともに、誇りと愛着を持って暮らし続けられるように、産業活動や都市間交流が盛んで、まちににぎわいと活気がある、活力あるまちを目指します。

③ 人と環境にやさしいまちづくり

環境の保全に配慮しつつ、人と自然が共生した中で、環境への負荷を極力少なくし、また、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことができるように、人と環境にやさしく快適で健康なまちを目指します。

④ 安全・安心なまちづくり

市民の生命と財産を守るため、大規模地震や集中豪雨による被害を最小限に食い止めるとともに、犯罪や交通事故を減少させるなど、安全・安心が確保されたまちを目指します。

⑤ うるおいのあるまちづくり

都市の魅力を創造し、都市の文化を醸し出す美しい景観を育てていくため、都市の顔となる景観、水と緑のうるおいのある景観、文化や歴史を感じる景観、美しい街なみ景観の形成を図るとともに、緑豊かな自然環境の保全と活用を行い、うるおいあるまちづくりを目指します。

⑥ 市民主体のまちづくり

市民の自主的な参画による協働のまちづくりの実現に向けて、計画づくりから事業実施、まちの維持・運営までを市民と市が一体となって、協働によるまちづくりが推進できる仕組みを確立し、地域の特性にあったまちづくりを目指します。

※2 中心的市街地

商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史のなかで文化、伝統をはぐくみ、各種機能を培ってきた「まちの顔」ともいべき地域。

(3) 都市像の具体的なイメージ

めざすべき都市像	まちづくりの目標	具体的な都市イメージ
<p>にぎわいと活力に満ち いつまでも住み続けたい 未来に輝くまち</p>	<p>① 都市の機能が集約したまちづくり</p>  <p>人口減少社会の到来や少子高齢化の進行に対応し、成長型から成熟型社会への形成に向けて、都市交流拠点である利便性の高い駅周辺や中心的市街地、地域の生活の中心をなす地域拠点などに都市機能を集積し、便利で快適に暮らせるまちを目指します。</p>	<p>① 魅力ある都市機能が都市交流拠点である主要駅周辺や中心的市街地に集約され、にぎわっているまち</p> <p>都市交流拠点である主要駅周辺や中心的市街地に商業・文化・行政施設などを集約するとともに、交通結節機能を強化することにより、にぎわいのあるまちを目指します。</p> <p>② 地域の暮らしを快適にする生活関連機能が充実したまち</p> <p>地域の拠点においては、地域活動の拠点となる公共施設や日常生活に必要な商業施設が充実した、快適に暮らせるまちを目指します。</p> <p>③ 公共交通の充実が図られ、安心して暮らせる便利なまち</p> <p>鉄道駅や主要な公共施設を結ぶ市内のバス網や鉄道などの公共交通ネットワークを充実し、高齢者や子どもなど交通弱者でも車に頼らず、安心して暮らせる便利なまちを目指します。</p> <p>④ 都市の快適な生活が楽しめるまち</p> <p>利便性の高い都市交流拠点周辺などに、文化・交流施設を誘導することにより、便利で魅力的な都市の快適な生活が楽しめるまちを目指します。</p> <p>また、高蔵寺ニュータウンでは、既存ストックを活かしながら、にぎわいのあるまちを目指します。</p>
	<p>② 活力のあるまちづくり</p>  <p>都市の持続的な発展を支えるとともに、誇りと愛着を持って暮らし続けられるように、産業活動や都市間交流が盛んで、まちににぎわいと活気がある、活力あるまちを目指します。</p>	<p>① 地域経済を支え、雇用を創出する産業基盤の充実したまち</p> <p>インターチェンジ周辺や主要幹線道路沿道などの交通基盤施設が充実した地区に、新たな産業の立地誘導を図り、安定的に働く場が確保されている産業基盤が充実したまちを目指します。</p> <p>② 交通体系の充実により都市間交流や地域間交流が活発なまち</p> <p>都市間の交流を促す鉄道・バスなどの公共交通網や幹線道路網などの交通ネットワークの充実により、市内外から人やものが集まり、都市間交流や地域間交流が活発な活力あるまちを目指します。</p> <p>③ 多くの人々が集まる魅力的な交流拠点のあるまち</p> <p>市内外から多くの人が集まる魅力的な集客施設（商業・文化・スポーツ施設など）を誘導し、にぎわいのあるまちを目指します。</p> <p>④ にぎわいと活気のある中心的市街地が形成されたまち</p> <p>当市の顔となる駅周辺や中心的市街地への商業・文化・交流・居住など都市機能の複合的な集積により、にぎわいと活気のあるまちを目指します。</p>
	<p>③ 人と環境にやさしいまちづくり</p>  <p>環境の保全に対応しつつ、人と自然が共生した中で、環境への負荷を極力少なくし、また、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことができるように、人と環境にやさしく快適で健康なまちを目指します。</p>	<p>① 水と緑に包まれ、自然と共生したまち</p> <p>都市にうるおいとやすらぎを与える、庄内川などの河川や東部丘陵などの自然を大切にし、人と豊かな自然が共生したまちを目指します。</p> <p>② 環境負荷の少ない、環境にやさしいまち</p> <p>市街地の保水性の向上や雨水の再利用、自然エネルギーを活用したまちづくりなど、環境負荷の少ないまちを目指します。</p> <p>③ ユニバーサルデザインによる誰もが快適に利用できるまち</p> <p>誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインに基づいた道路、公園などの都市施設の整った、誰もが快適に利用できる人にやさしいまちを目指します。</p> <p>④ 清潔で快適な生活環境が保たれたまち</p> <p>公害対策や不法投棄の防止、下水道の充実などにより、清潔で快適な生活環境が保たれたまちを目指します。</p> <p>⑤ 子育て環境の充実した安心して子育てができるまち</p> <p>子どもの遊び場の充実や子育て世代が利用しやすい都市施設の整備など、子育て環境の向上を図り、安心して子育てができるまちを目指します。</p> <p>⑥ 健康づくりをサポートし、いつまでも元気に暮らせるまち</p> <p>散歩やジョギング、さらにはスポーツなどができる環境を整え、いつまでも元気に暮らせるまちを目指します。</p>

めざすべき都市像	まちづくりの目標	具体的な都市イメージ
<p>にぎわいと活力に満ち いつまでも住み続けたい 未来に輝くまち</p>	<p>④ 安全・安心なまちづくり</p> <p>市民の生命と財産を守るため、大規模地震や集中豪雨による被害を最小限に食い止めるとともに、犯罪や交通事故を減少させるなど、安全・安心が確保されたまちを目指します。</p> 	<p>① 地震や水害など災害に強いまち</p> <p>公共施設などの耐震化や河川の治水対策、避難施設や防災拠点の整備など防災対策の強化により、地震や水害など災害に強いまちを目指します。</p> <p>② 犯罪が起こりにくい防犯対策が充実したまち</p> <p>犯罪に強い街なみや施設の整備、コミュニティの形成などの防犯のまちづくりにより、犯罪が起こりにくいまちを目指します。</p> <p>③ 交通事故が少ない安全なまち</p> <p>幹線道路の整備や交通量の多い交差点の改良、さらには歩道の整備の推進など車や歩行者などの安全で快適な通行が確保され、交通事故が少ない安全なまちを目指します。</p> <p>④ 歩行者・自転車が安全で快適に移動できるまち</p> <p>歩行者の通行に配慮した道づくりや自転車道の確保などにより、歩行者や自転車利用者が安全で快適に移動できるまちを目指します。</p>
	<p>⑤ うるおいのあるまちづくり</p> <p>都市の魅力を創造し、都市の文化を醸し出す美しい景観を育てていくため、都市の顔となる景観、水と緑のうるおいのある景観、文化や歴史を感じる景観、美しい街なみ景観の形成を図るとともに、緑豊かな自然環境の保全と活用を行い、うるおいあるまちづくりを目指します。</p> 	<p>① 都市の顔となる魅力的な都市空間のあるまち</p> <p>都市の顔となる駅前やメインストリートの景観形成により、魅力的な都市空間のあるまちを目指します。</p> <p>② 誇りと愛着を持てる文化が薫るまち</p> <p>歴史的遺産や文化財を活用しながら、地域の文化や歴史性を感じられる環境づくりにより、誇りと愛着の持てる文化が薫るまちを目指します。</p> <p>③ 花と緑につつまれたうるおいのあるまち</p> <p>街路や公園、公共施設や住宅地の緑化などにより、花と緑につつまれたうるおいのある街なみが形成されたまちを目指します。</p> <p>④ 豊かな水と緑を活かしたうるおいの感じられるまち</p> <p>庄内川などの河川の水辺や東部丘陵の緑豊かな山並みを保全・活用することにより、身近にうるおいの感じられるまちを目指します。</p>
	<p>⑥ 市民主体のまちづくり</p> <p>市民の自主的な参画による協働のまちづくりの実現に向けて、計画づくりから事業実施、まちの維持・運営までを市民と市が一体となって、協働によるまちづくりが推進できる仕組みを確立し、地域の特性にあったまちづくりを目指します。</p> 	<p>① 地域住民によるまちづくり組織のあるまち</p> <p>市民の主体的な参画と行政との協働によるまちづくりの実現に向けて、地域のまちづくりを推進する組織があるまちを目指します。</p> <p>② 協働によるまちづくりの仕組みが確立されたまち</p> <p>協働によるまちづくりの仕組みを確立し、計画づくりから事業実施、まちの維持・運営までを一体的に推進できる市民協働のまちづくりを目指します。</p> <p>③ 住民主体による特色あるまちづくりが進められるまち</p> <p>地域住民の創意・工夫によって、地域のまちづくり課題に対応し、地域の特性を活かしたまちづくりの実現を目指します。</p>

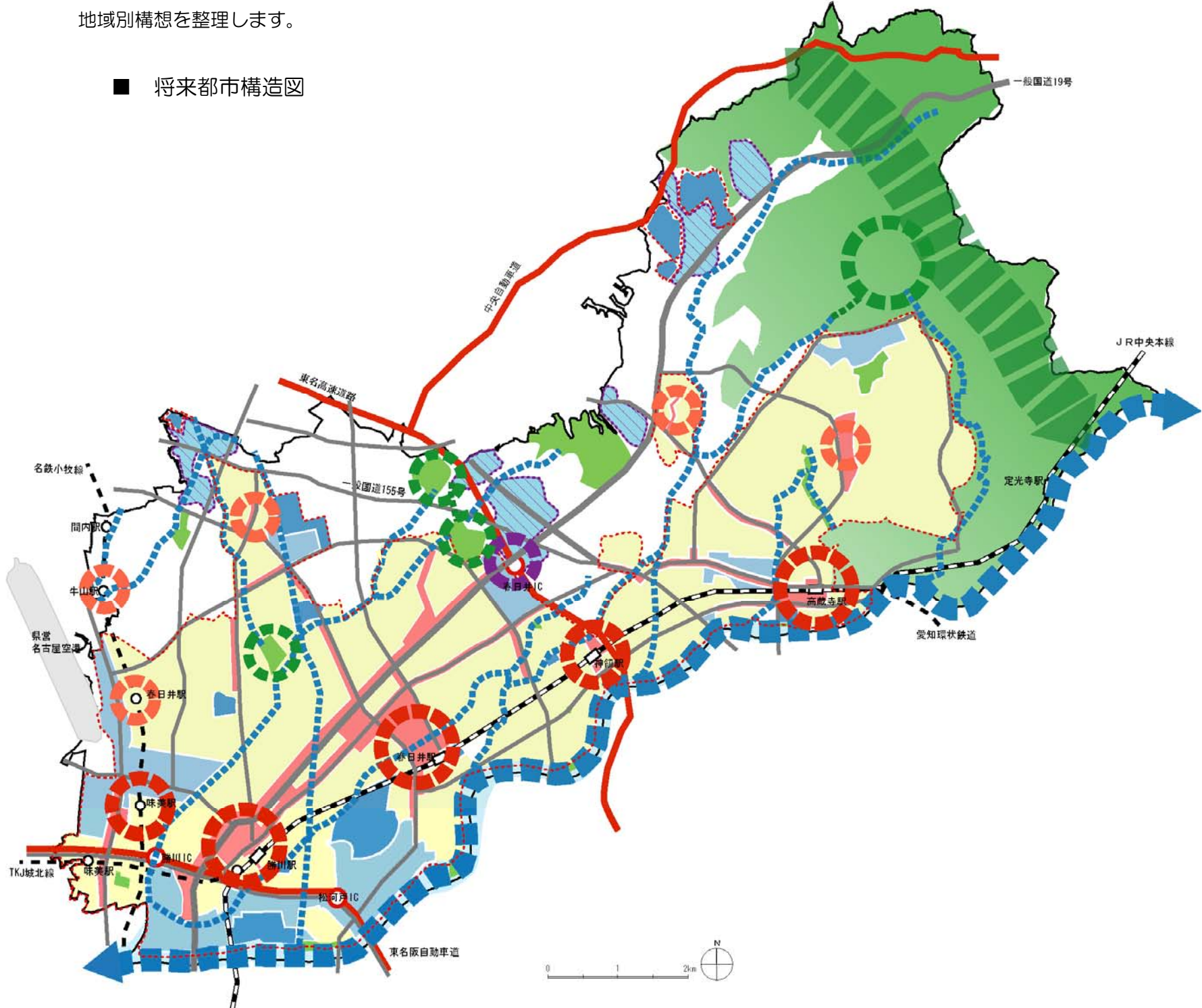
3

将来都市構造

今後のまちづくりに向けて将来都市構造の考え方を明らかにし、都市の構成要素であるゾーン・拠点・軸の視点から将来都市構造の設定を行います。

このゾーン・拠点・軸の考え方をもとに、分野別のまちづくり方針と地域別構想を整理します。

■ 将来都市構造図



凡例

	工業ゾーン	工場地として利便性を高めるための土地利用を誘導する地域。
	住工調和ゾーン	工場などの緩衝緑地や敷地内緑化を充実させ、住環境と調和した職住近接の地域。
	住宅ゾーン	良好な住環境を形成するための土地利用を誘導する地域。
	商業ゾーン	土地の高度利用を図り、商業などの利便性を高めるための土地利用を誘導する地域。
	公園・緑地ゾーン	自然資源を保全するとともに有効に活用し、憩いを与え交流の場となる公園・緑地の形成を誘導する地域。
	都市交流拠点	鉄道駅を中心とした様々な交流の玄関口となる拠点として、通勤・通学利用者の利便に資する商業の集積を図ります。JR春日井駅周辺及びJR勝川駅周辺については、鳥居松周辺にかけて、行政、文化施設の集積も図ります。
	地域拠点	地域住民へのサービスの提供を行い、地域住民の生活の中心となる拠点として、地域の日常生活を支える商業施設の集積を図ります。
	緑の拠点	自然レクリエーションの中心となる拠点として、四季折々の花木や草花を観賞できるなど自然とふれあうことのできる場の形成を図ります。
	広域交通拠点	都市間の広域交通の拠点として、インターチェンジ周辺という交通利便性を活かした産業の形成を図ります。
	産業誘導ゾーン	新たな産業系の土地利用を誘導する地域として、周辺の環境に配慮した地区の形成を目指します。
	うるおい軸	水と緑に親しめる憩いの場となるよう、魅力ある空間として整備を促進する河川や緑道。
	緑のスカイライン	緑を保全し、連続性のある稜線のスカイラインを守る地域。
	市街化区域	市街化を促進する区域。

4 分野別のまちづくり方針

(1) 土地利用

基本的な考え方

本市は、土地区画整理事業などの基盤整備により、住宅や商業、工業などの土地利用を計画的に行ってきました。

今後も、市街化を図る区域と抑制する区域を明確にし、秩序ある土地利用を誘導します。

また、土地区画整理事業が完了した地区では、引き続き良好な市街地の維持促進をし、新たに市街地を形成する地域では、地域の特性にあった土地利用を誘導します。

主要な鉄道駅周辺では、にぎわいのある商業地の形成を図る土地利用を誘導します。さらに、用途の混在する地域では、それぞれの用途の調和を図ります。

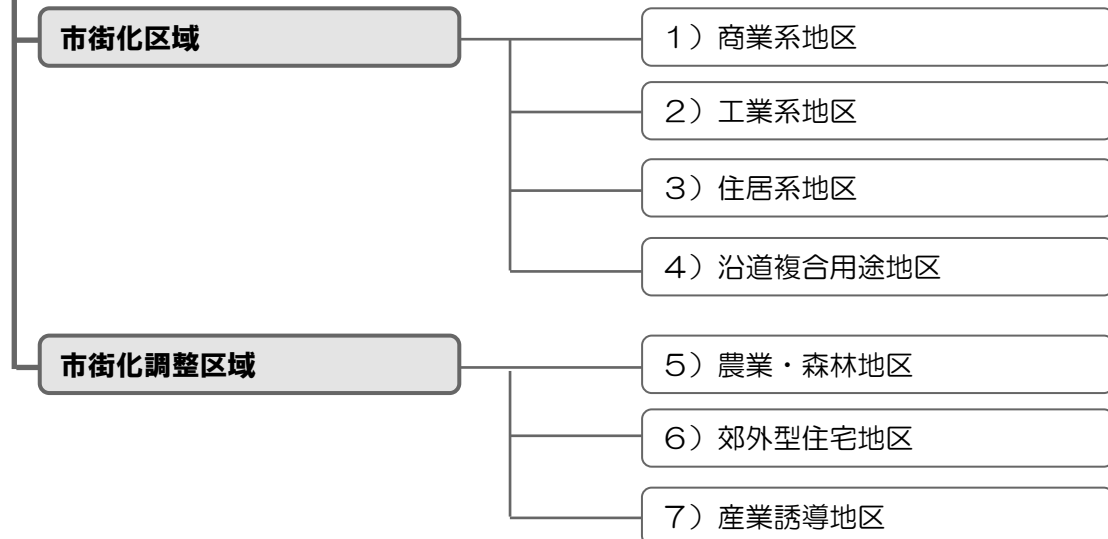
地域の活力の維持増進と経済振興の観点から、将来的に働く場の確保や高齢化しつつある社会を視野に入れた職住近接の土地利用を促進し、大規模未利用地^{※1}については、周辺環境と調和した活用策を検討します。また、広域的な交通基盤の整った地域では、企業の誘致や産業の育成を推進します。

地域住民との協働により、地域の特性にあった土地利用を誘導します。



施策の分類

土地利用



※1 大規模未利用地
市街化区域内において活用されていない大規模な土地。

市街化区域

1) 商業系地区

＜都市交流拠点＞

- ・本市には、県が策定した都市計画区域マスタープラン^{※2}の骨子において、都市計画区域の拠点として広域的な都市機能の集積を目指す区域拠点が位置づけられています。市の顔となるJR春日井駅周辺及びJR勝川駅周辺については、鳥居松周辺にかけて、行政、文化施設や商業施設などの集積を図ります。
- ・JR高蔵寺駅周辺やJR神領駅周辺、名鉄味美駅周辺は、交通結節点^{※3}としての立地条件を活かした商業地として、周辺住民はもとより通勤・通学利用者の利便に資する商業施設などの集積を図ります。

＜地域拠点＞

- ・名鉄春日井駅周辺や名鉄牛山駅周辺、高蔵寺ニュータウンセンター地区、鷹来地区、坂下地区については、地域の日常生活を支える既存の商業施設などの集積を活かし、生活サービスの充実を図ります。

2) 工業系地区

- ・古くからの工業地である王子地区をはじめ、鷹来地区、長塚・愛知地区、追進・御幸地区、神屋地区、明知地区、高森台地区、美濃地区から県営名古屋空港周辺などの既存工業地については、今後とも周辺への環境に配慮した工業系地区として形成を図ります。

3) 住居系地区

- ・基盤整備が必要な既存の集落地などについては、地区計画^{※4}制度の活用や土地区画整理事業など地域の特性にあった市街地整備を行い、良好な住環境を確保します。
- ・住宅地は、幹線道路や補助幹線道路の沿道ではなく内側に誘導し、住環境の保全を図ります。また、高蔵寺ニュータウンについては、新たな時代に対応した良好な住宅地としてまちの活力の維持を図ります。

4) 沿道複合用途地区

- ・一般国道19号や155号などの主要幹線道路の沿道地区については、沿道サービス^{※5}などの向上を図るため、沿道商業施設などの誘導を促進します。

※2 都市計画区域マスタープラン

都道府県が当該都市計画区域の発展の動向や人口などの現状及び将来の見通しを踏まえ、広域的な見地から、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けた大きな道筋を明らかにするため策定する計画。

※3 交通結節点

鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、駅前広場など、交通動線が集中する箇所の総称。

※4 地区計画

地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・保全するため、住民の意向を反映し、建築物の形態、道路や公園の配置等について市町村が定める都市計画。

※5 沿道サービス

ガソリンスタンドやファミリーレストラン、大規模小売店、運送施設など幹線道路に立地し、主に自動車利用者へ提供されるサービスを指す。

市街化調整区域

5) 農業・森林地区

- ・優良な農地については、生産機能に加え、保水機能や都市緑地としての機能、さらには都市内における緑の景観形成など、都市計画の観点からも重要であり、可能な限りその保全に努めます。また、遊休化しつつある農地などについては、市民の心身の健康志向や食の安全への関心の高まりへの対応としての市民農園の活用のほか、地域農業の担い手を育てる学習農園や休憩所などレクリエーション機能を備えた都市型市民農園としての活用についても検討します。
- ・都市緑化植物園や少年自然の家などを含む自然公園^{※6}に指定された区域は、築水池周辺のシデコブシ自生地など身近で貴重な自然環境として宅地開発を規制するとともに、東海自然歩道などを活用して、市民が自然を楽しむことができる場として充実を図ります。

6) 郊外型住宅地区

- ・既存の住宅団地については、地域住民と協働して、建築物の規制・誘導手法である地区計画や建築協定^{※7}などを活用し、快適な住環境の保全を図ります。

7) 産業誘導地区

- ・既存工場が立ち並んだ幹線道路沿道周辺や交通利便性の高いインターチェンジ周辺など、新たな産業用地需要が高く、事業性が見込まれる地区を、市街化区域への編入を基本としつつ、「産業誘導ゾーン」として位置づけ、周辺の自然や住環境への配慮と調和を図りながら、計画的に産業機能を誘導します。また都市活力の維持増進や地域活性化を目的とした良好な工業系の開発については、建築物の用途や道路施設などを適切に配置した地区計画などにより、これを許容していきます。



※6 自然公園

自然の風景地の中で特に優れた地域を保護し、またその秩序ある利用を通して国民の保健、休養、教化に役立つために指定された地域のこと。

※7 建築協定

建築基準法に基づき、地域の環境の保全などを目的に、土地所有者全員の合意で建築物や敷地に関する基準を定め、協定として締結する制度。

(2) 市街地整備

基本的な考え方

これまで本市は、土地区画整理事業により名古屋市に隣接する住宅都市として人口の増加に応じた市街地の拡大とこれに対応した道路・公園・下水道などの都市基盤の整備を推進してきました。しかし、我が国は人口減少の時代に入り、本市の人口推計についても、平成 26 年をピークに減少期を迎えると予想されます。ただし、平成 31 年にかけては世帯分離による世帯の増加傾向が見られ、地区によっては宅地需要が見込まれるものと考えられます。



こうしたことから今後は、既存ストック^{※1}を活用した既成市街地^{※2}において魅力の向上を図り、商業の活性化やまちなか居住^{※3}の実現を推進するとともに、既存の集落地について基盤整備を進めます。また、一定の宅地需要に対応する、地域の特性にあった計画的な市街地整備と宅地供給を推進し、良好な市街地形成を図ります。

施策の分類

市街地整備

1) 新市街地整備

2) 既成市街地整備

施策の方針

1) 新市街地整備

- ・基盤整備が十分に行われていない市街化区域については、地域の特性に合った良好な市街地の形成を図ります。
- ・春日井インターチェンジ周辺などの既存の集落地においては、道路や公園などを適正に配置し、良好な市街地整備を促進します。

※1 既存ストック

現在あるまちの資産。道路や公園、鉄道駅や公共施設などの建物などを指す。

※2 既成市街地

産業又は人口が相当程度集中し、公共施設の整備など実質的に都市としての機能や景観が備わった地域のこと。

※3 まちなか居住

都市の中心部に居住すること。生活利便施設の多く集まる中心部に居住することにより、車を利用せず快適に生活することができ、コンパクトなまちとなる。

2) 既成市街地整備

- ・ JR春日井駅周辺、鳥居松周辺からJR勝川駅周辺にかけての商業地区では、快適な歩行環境を確保するため、駅舎や駅前広場、歩道をはじめ、不特定多数の人が利用する公共施設や商業施設などのバリアフリー※4を進めることにより、誰もが安心して歩くことができるまちづくりを進めます。
- ・ 基盤整備の実施により市街地形成が図られている地区においては、地域住民との協働により地区計画や建築協定などを活用し、快適な市街地環境の維持・向上を図ります。
- ・ まちなかは、商業、医療、福祉、行政などの生活利便施設が充実しており、居住の需要が高い地域であることから、子どもからお年寄りまでが安心・安全に生活できる環境づくりを進めるとともに、多様化する市民のライフスタイルにあった住まいづくりを促進します。
- ・ 公共施設の整備が十分に行われていないにもかかわらず、市街化が進行している地域においては、街づくり支援制度※5や地区計画などを活用し、生活基盤の整備を促進します。



※4 バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上でのバリアを取り除くという意味で、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁を除去すること。

※5 街づくり支援制度

地域の特性を活かした協働のまちづくりのひとつとして、市民などの団体が生活道路や排水路の整備などに取り組む計画づくりや事業を市が支援する制度。

(3) 道路・交通

基本的な考え方

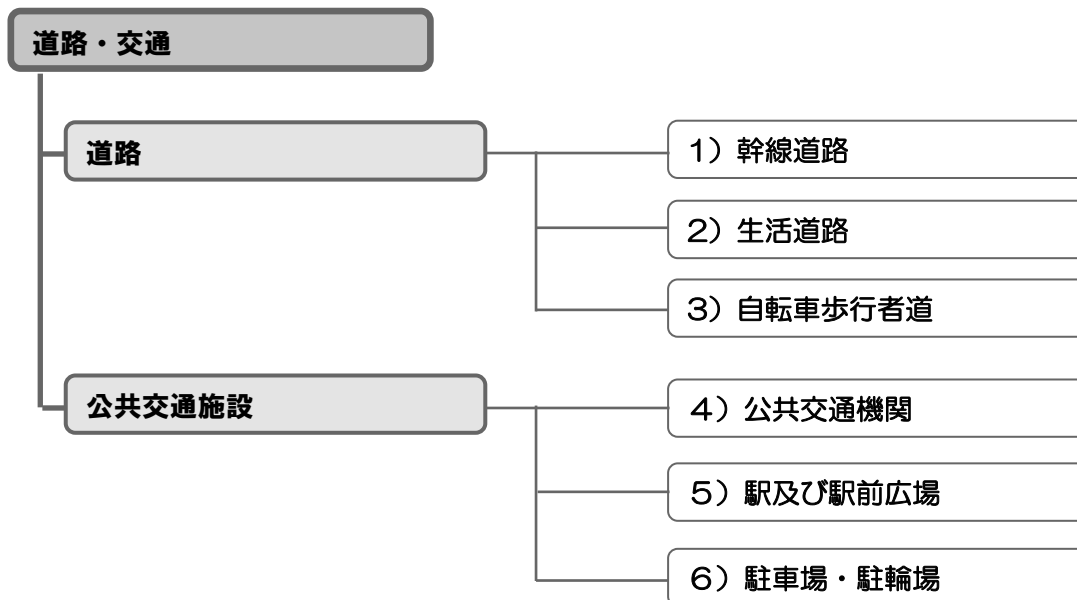
本市の道路においては、広域幹線道路の東名高速道路、中央自動車道や東名阪自動車道、主要幹線道路である一般国道 19 号、155 号や 302 号などを軸に、県道や主要な市道により、充実した道路網が形成されています。この恵まれた交通条件をさらに活かすため、これらの幹線道路を補完する道路の整備を促進します。



鉄道やバスなどについては、利用者の利便性の向上を図るとともに、渋滞の緩和も期待できる環境にやさしい交通手段として利用を促進します。

また、まちの骨格となる幹線道路や都市の拠点となる駅前広場などの交通施設については、円滑で快適な利用ができるよう利便性の向上を図ります。

施策の分類



道路

1) 幹線道路

- ・春日井インターチェンジ周辺の渋滞緩和を図るため、一般国道 155 号のバイパス機能を有する主要幹線道路として北尾張中央道の整備の促進を図ります。
- ・まちの骨格となる幹線道路である河北線や一宮春日井線、犬山春日井線及び廻間線などの整備を促進します。
- ・本市を取り巻く道路交通環境の変化に対応するため、都市計画道路の見直しを検討し、総合的な道路交通の円滑化を図ります。
- ・道路のライフサイクルコスト^{※1}の縮減化を図るため、施設の計画的・効率的な維持管理手法の検討を行います。

2) 生活道路

- ・既成市街地や集落内の生活道路は、地域に密着した道路として、地域住民の協力を得ながら整備に努めます。

3) 自転車歩行者道

- ・環境にやさしく身近な交通手段である自転車と歩行者とが共存できるように、カラー舗装の利用などによる歩道の整備に努めます。
- ・尾張広域緑道やふれあい緑道などの緑道については、自転車や歩行者が安全で快適に移動することができるネットワークとして活用を図ります。

公共交通施設

4) 公共交通機関

- ・周辺都市を結ぶ鉄道と地域の生活交通であるバスに円滑な乗換えができるよう、相互の連携を図ります。
- ・高齢社会の進展に伴って増加が予想されるバス利用者に対応して、主要鉄道駅のほか市内主要施設と各地区を結ぶバス交通網の充実を図ります。

※1 ライフサイクルコスト
建設されてから廃止されるまでにかかるコストのこと。道路については、廃止されることは少ないため、維持管理をするためにかかる総合的な費用。

5) 駅及び駅前広場

- ・ JR春日井駅、JR勝川駅及びJR高蔵寺駅の各周辺地区は、都市間交流を活性化するための機能充実を図ります。さらに、JR神領駅、名鉄味美駅、名鉄春日井駅周辺地区は、地域生活の利便を増進する機能充実を図ります。また、既に都市計画決定されている箇所に加え名鉄味美駅については、駅西側の駅前広場の再整備や関係機関との協議により駅東側から駅舎への乗り入れ口の整備を進めます。
- ・ 現在、駅前広場が設置されていない名鉄牛山駅及び間内駅については、将来の市街地形成に対応して、アクセス道路を含めた駅前広場の設置について調査・検討します。
- ・ JR春日井駅については、南北の分断を解消するため、駅南北をつなぐ自由通路の整備を図るとともに駅前広場の見直しを進めます。
- ・ 駅及び駅周辺整備にあたっては、全ての人が快適に利用できるよう、バリアフリーの考え方を取り入れた改善・整備を行います。

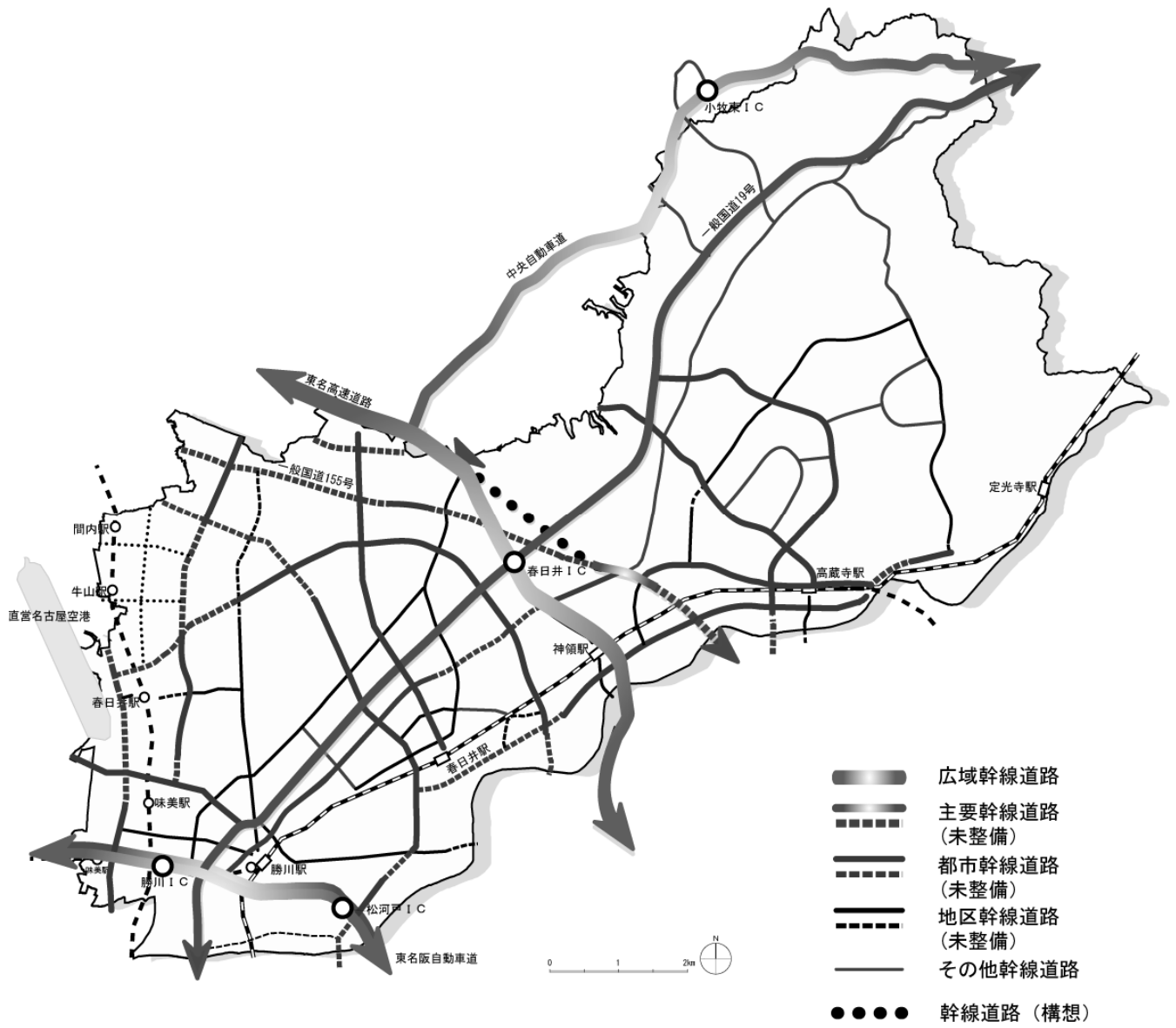
6) 駐車場・駐輪場

- ・ 駐輪場は、今後の駐輪需要に対応した整備を行っていきます。また、JR勝川駅については、高架下有料駐輪場の整備を進めるとともに自転車放置禁止区域^{※2}の指定に向け検討を行います。
- ・ 主要な鉄道駅周辺においては、利用形態や地区の需要に応じた駐停車場の整備について検討を行います。



※2 自転車放置禁止区域
春日井市自転車放置防止条例に基づく自転車の放置を禁止する区域。

■ 道路網図



(4) 公園・緑地

基本的な考え方

土地区画整理事業に伴い計画的な整備が進められてきた既存の公園・緑地を適正に維持管理するとともに、少子高齢時代における多様な利用者のニーズに対応した公園・緑地のリフォーム^{*1}や市民との協働による管理を検討します。また、古墳などの歴史的資源を活かした歴史と文化の薫る公園づくりに努めます。

うるおいのある市街地形成に重要な役割を担う緑化を、公共施設などにおいて推進するとともに、民有地の緑化についても誘導します。

河川については、治水対策の整備とあわせ景観や生態系に配慮しつつ、自然とふれあうことのできるやすらぎと憩いの空間として整備を促進します。



施策の分類

公園・緑地

1) 公園

2) 緑地・河川

3) 都市緑化

施策の方針

1) 公園

- ・市民の多様なレクリエーション需要に対応した朝宮公園や落合公園などの大規模な都市公園を、緑の拠点として位置づけます。
- ・街区公園、近隣公園や地区公園^{*2}などの地域に身近な公園については、子どもの遊び場や高齢者の憩いの場として整備に努めます。
- ・市民のスポーツ振興と健康増進を図るため、多目的総合運動広場について調査・検討を行います。
- ・既存公園の改修などにより、公園を時代のニーズに合った健康づくりの場として、整備を検討します。
- ・豊かな自然に親しむことのできる都市緑化植物園と少年自然の家の一体利用を検討します。
- ・自然を体験できるふれあいの場を創出するため、公園へのピオトープ^{*3}の導入など、環境について学ぶ場の充実を検討します。

※1 公園のリフォーム 老朽化が進んだ施設などについて、更新・改修をすること。

※2 街区公園、近隣公園や地区公園

都市公園法に位置づけられた公園で、その誘致圏が短いものから、街区公園（250m）、近隣公園（500m）、地区公園（1km）

- ・公園の管理は、その管理を行う市民組織の育成やアダプトプログラム^{※4}の導入などにより、市民との協働による維持管理を推進します。
- ・整備から長期間経過した公園については、利用状況や地域住民のニーズも変化していることから、公園機能や配置のあり方について検討します。

2) 緑地・河川

<緑地>

- ・緑豊かで自然的環境や景観に恵まれた高蔵林特別緑地保全地区は、緑の拠点として保全しつつ、活用を検討します。
- ・市街化区域内の生産緑地地区^{※5}や市街化調整区域内の集団化した優良な農地などについては、保水機能やうるおいのある景観を有する緑地機能として保全に努めます。
- ・東部の森林地域は、自然災害の防止や都市環境・都市景観を守るために保全に努めます。
- ・地域の貴重な自然の生態系を守るため、自然環境保全地区や自然環境ふれあい地区、指定希少野生動植物種の指定を行うとともに、外来種^{※6}対策を検討します。
- ・自然や緑地の保全活動を、市民と連携して推進します。また、里山^{※7}や鳥獣保護区の保全に努めるとともに、採石場などの植生回復を促進します。
- ・市街地周辺部の斜面緑地や自然的に価値の高い樹林地などの緑地は、緑豊かな環境として保全するよう誘導します。

<河川・ため池>

- ・内津川や築水池などの河川・ため池については、市民にうるおいをあたえる水辺の自然環境として保全に努めます。
- ・自然とふれあい親しめる良好な水辺環境の形成に努め、市街地及び周辺部の河川整備にあたっては、自然環境の復元、護岸の親水性や景観への配慮、残された自然環境の保全や親水施設の充実などを治水事業と併せて促進します。

※3 ピオトープ

自然の状態が多様な動植物が生息する環境の最小単位のこと。

※4 アダプトプログラム

アダプトは「養子縁組する」という意味の英語で、地域住民や企業などが道路や公園など地域の公共の場所を養子とみなして、定期的かつ継続的に維持管理を行う仕組みのこと。

※5 生産緑地地区

農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境を形成するために、市街化区域内の農地等のうち、公害や災害の防止等に役立ち、かつ、公園・緑地等公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものを市が指定した地区。

※6 外来種

本来その場所に移動してくる事のできない種類のはずが、人間活動によって運ばれて来て、定着してしまった動植物のこと。

※7 里山

都市と自然の間であって、人が利用してきた（いる）森林。

3) 都市緑化

<民有地の緑化>

- ・緑化推進の組織づくりや緑化ボランティアの育成を進め、市民による花植えや植樹などの緑化活動を促進します。
- ・緑化イベント^{※8}の開催や緑の愛護運動^{※9}の展開など、緑化に対する市民意識の高揚を図ります。
- ・周辺への影響の大きい大規模な工場や事業所、住宅団地などについては、緑化地域^{※10}の指定の検討、緑化の推進に関する指導要領^{※11}の運用及び緑地協定^{※12}制度の活用などにより、適切な緑化誘導を図ります。

<公共空間の緑化>

- ・緑豊かでうるおいのある快適な環境を創出するため、道路空間や学校などの公共施設の緑化を推進します。
- ・緑地・緑道として位置づけされた河川については、親水性や生態系の保全に配慮した護岸などの整備などを行うとともに、河川敷の公園化や散策路の整備に努めます。
- ・水辺については、ビオトープなど水辺の自然生態系に配慮した緑化を図ります。



※8 緑化イベント

緑の大切さを啓発したり、実践を促すための催し。緑化フェアなど。

※9 緑の愛護運動

緑の募金などの資金をもとにして行う運動。

※10 緑化地域（都市緑地法 34 条）

一定規模以上の敷地において、建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける制度。

※11 緑化の推進に関する指導要領

民有地について良好な緑化を推進するための指導を行うための要領を示したもの。

※12 緑地協定（都市緑地法 45 条）

緑化の推進、緑地の保全などにより、市街地の良好な環境を確保することを目的とした協定。

■ 公園・緑地の方針図



(5) 住宅・住環境整備

基本的な考え方

本市では、積極的な土地区画整理事業により、整然とした宅地の供給を推進してきましたが、今後、高齢化が進んでいくことが予想される中で、既存ストック※1を活かしつつ、日常生活に必要な利便施設の設置誘導や歩道などのバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者、子育て世代にとっても、快適な生活環境の形成を図ります。



当面の世帯数増加による宅地需要に対応するため、土地区画整理事業により、基盤整備が充実した宅地供給を図ります。

また、社会状況の変化を考慮しながら、基盤整備に併せた汚水処理や雨水対策を推進します。

基盤整備の整った地区においては、良好な住環境の維持に努め、基盤未整備地区については、街づくり支援制度※2などを活用した住環境の改善を目指します。

施策の分類

住宅・住環境整備

住宅・住環境

1) 住宅供給

2) 住環境整備

供給処理施設

3) 下水道

4) その他供給処理施設

※1 既存ストック

現在あるまちの資産。道路や公園、鉄道駅や公共施設などの建物などを指す。

※2 街づくり支援制度

地域の特性を活かした協働のまちづくりのひとつとして、市民などの団体が生活道路や排水路の整備などに取り組む計画づくりや事業を市が支援する制度。

住宅・住環境

1) 住宅供給

- ・若年単身世帯や子育てファミリー世帯、高齢夫婦世帯などの多様な居住ニーズに対応した住宅供給を誘導します。
- ・将来発生が予想される地震に備え、耐震に配慮した住宅供給や既存ストックの耐震改修を促進します。
- ・高齢社会に対応するため、バリアフリー化された高齢者向け住宅などを誘導していきます。また、公営住宅についても、高齢者向けの住宅供給に努め、新たなシルバーハウジング^{※3}の導入も検討します。
- ・セーフティネット^{※4}としての役割を担う公営住宅については、住宅に困窮する市民に対し住宅を供給していきます。このため、公営住宅ストックの質的向上を目指して、老朽住宅の建替のほか、借上公営住宅制度の活用などを推進します。
- ・高蔵寺ニュータウンの大規模な都市再生機構賃貸住宅については、計画的な改修や既存ストックにおける居住性向上の促進を図ります。

2) 住環境整備

- ・地域住民と協働して、建築物の規制・誘導手法である地区計画や建築協定などを活用し、暮らしやすい住環境の形成を図ります。
- ・安全でゆとりある住環境の確保や近隣環境との調和を図るため、開発などに対しては適切な指導を行います。
- ・歩いて暮らせる便利な住環境を形成していくため、主要駅周辺における都心型住宅の供給促進など、まちなか居住を促進します。
- ・基盤整備が十分に行われておらず狭あいな道路などが残る地区においては、街づくり支援制度を活用することにより、地域住民との協働による住環境の整備・改善を図ります。

※3 シルバーハウジング

バリアフリーに対応した公共賃貸住宅に、60歳以上の高齢者を対象に安否の確認や緊急時対応などのサービスを行う生活援助員(ライフサポートアドバイザー=LSA)を配置した「高齢者世話付き住宅」。

※4 セーフティネット

セーフティネット(safety-net)の意味としては安全網のことで、国民の安心や生活の安定を支える社会保障制度。

供給処理施設

3) 下水道

- ・都市基盤整備の進捗状況や社会的状況の変化を考慮しながら、公共下水道と合併処理浄化槽を併用した汚水処理の検討や公共下水道の計画区域などの見直しを行います。
- ・浄化センター、ポンプ場、雨水調整池のうち、既に供用開始している施設については、社会的状況の変化に対応した流入量の見直しを検討します。
- ・汚泥の減量化や資源化^{※5}を推進するための方策を調査検討します。また、浄化センターにおける高度処理化^{※6}を進めます。
- ・下水道処理施設や汚水・雨水管の計画的な更新を行うとともに、災害時にもその役割を果たすよう耐震化を推進します。
- ・処理場やポンプ場の上部を広場として利用するなど、下水道施設の有効利用の検討を行います。

4) その他公共供給処理施設

- ・公共施設であるごみ処理施設、火葬場などの更新や新たな施設については、周辺環境に配慮し、適切に配置します。
- ・環境負荷の少ない循環型社会^{※7}の構築を目指し、資源再利用施設の充実を図ります。



※5 汚泥の減量化や資源化

汚泥について発酵技術などを用い減量化したり、資源化したりすること。

※6 高度処理化

下水中に含まれる窒素とリンをこれまで以上に高度に取り除く処理方式のこと。

※7 循環型社会

資源をなるべく使用せず、環境負荷をできる限り低減する社会。

(6) 都市防災・防犯

基本的な考え方

都市型の集中豪雨や台風などへの水害対策を充実させていく必要があるとともに、発生が危惧される東海・東南海地震などの被害を最小限にとどめる防災活動を、迅速かつ円滑にし、被害の拡大を防止する対策を行っていく必要があります。

地震・火災などの災害に強く、高齢者や障がい者をはじめ、すべての市民が安心して生活できるまちづくりを行います。そのため、防災の視点から土地利用や道路、公園、河川などの都市基盤施設などの計画を検討し、防災機能の向上を目指した取組みを進めます。



また、公共施設などの耐震化を進めるとともに、古くからの木造住宅の多い地区においては、今後も防火・準防火地域を指定するなど防災対策の強化を検討します。さらに、まちの防犯対策を推進していくことにより、安全・安心なまちづくりを進めます。

施策の分類

都市防災・防犯

1) 都市防災

2) 防犯

1) 都市防災

<地震・火災対策>

- ・地震などによる火災の延焼防止のため、防災機能を有する道路などには積極的に緑化を図ります。また、古くからの木造住宅の多い地区などの、災害時の危険が高い地域においては、防火地域や準防火地域の指定を検討し、建築物の不燃化を促進します。
- ・災害時の安全性を確保するため、避難路・避難地として道路・公園を整備するとともに、広域的な避難路・避難地の沿道や周辺地域においては、建築物の耐震化を促進します。
- ・災害時における最低限の生活を確保するため、上下水道などのライフラインや防災拠点施設や避難地となる公共施設などの耐震化を推進します。
- ・ハザードマップの作成・公表などの防災に関する情報提供に努め、市民の防災意識の向上を図ります。

<水害対策>

- ・雨水による浸水被害を抑制するため、河川改修をはじめ、排水路や公共下水道、ポンプ場などの整備を推進します。
- ・大雨時の雨水流出を抑制するため、河川改修をはじめ、雨水調整池や雨水浸透ます、透水性舗装の設置を促進します。また、遊水効果の高いため池や保水性のある農地の有効利用を検討します。
- ・東海豪雨のような集中的な大雨に備えるため、大山川、西行堂川及び地蔵川が含まれる新川流域の治水対策を促進します。

2) 防犯

- ・道路・公園などの施設整備においては、街路灯や防犯灯などの防犯施設の設置、視界を遮らない植栽計画などを住民と協働で進めます。
- ・地域の防犯力を向上するため、地域内での協力・連携強化や防犯活動拠点の充実などを促進します。



(7) 都市景観

基本的な考え方

本市では、平成 6 年に都市景観条例を定め、景観に配慮した公共建築物の整備や緑化を推進するとともに、大規模な建築物などの建設に対して助言指導を行うなど、魅力的な景観形成に取り組んできました。

都市景観の形成は、息の長い地道な活動や地域と協働した取り組みが必要であることから、景観に対する市民の意識をさらに高揚するとともに、公共事業や民間開発においては景観に配慮した緑化や施設デザインを検討し、また豊かな自然環境や歴史・文化といった地域資源を活用するなど、市民、事業者、行政が一体となって魅力ある景観形成を図っていく必要があります。



既存の住宅団地などは、地区計画や建築協定などにより良好な都市景観の形成を誘導します。また、JR春日井駅においてはバリアフリー化とともに、景観に配慮した駅舎など施設の整備を促進し、市の玄関として魅力ある駅前空間の創出に努めます。

施策の分類

都市景観

1) 広域景観

2) 地域景観

3) 生活景観

1) 広域景観

- ・都市の景観を形成する重要な要素である幹線道路や河川、あるいは主要駅前などを中心に、個性的な景観を創造するとともに、地域相互間のネットワーク化を図り、市全体として調和や連続性のある景観形成を促進します。
- ・市街地の眺望にうるおいをもたらす東部丘陵などの自然景観を保全します。

2) 地域景観

- ・地域の公共施設や大切にされてきた寺社や緑地などを生かして、市街地では「人と緑」の調和を図る景観形成を、郊外の住宅地や東部丘陵のような自然地では、地域の「自然」を生かす景観形成を促進します。
- ・地域をつなぐ幹線道路や緑道では市街地と自然地を結ぶ緑のネットワークとして地域景観の形成を図ります。
- ・地域の資源を生かした地域デザインを住民や事業者が主体的に考え、個性ある景観形成を促進します。

3) 生活景観

- ・建物や塀の位置などに配慮した緑とうるおいのある街なみ景観の形成を誘導します。
- ・美しい街なみの形成を図っていくため、都市景観形成地区^{※1}や地区計画の指定、市民協働で違反屋外広告物の除却^{※2}などを促進します。
- ・日常生活に身近な河川を活かした水と緑の景観形成や緑と親しむことができる歩行者空間づくり、並木づくりなどの緑のネットワークの形成に努めます。



- ※1 都市景観形成地区
市にとって大切な景観として、良好な景観形成を図っていく地区。
- ※2 違反屋外広告物の除却
屋外広告物条例に違反する広告物を撤去などすること。

3
章

地域別構想

CITY PLANNING OF KASUGAI

1

地域別構想の概要

① 地域別構想の考え方

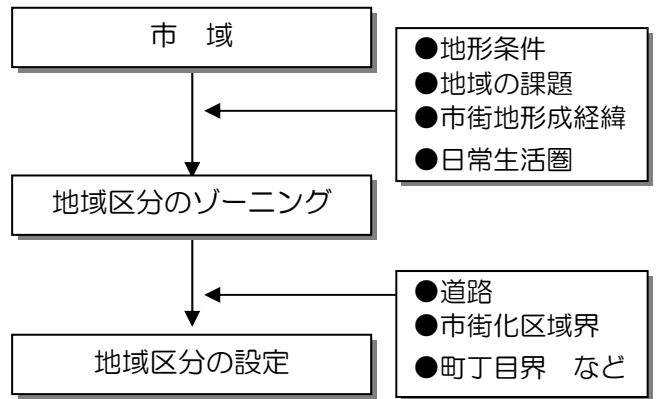
地域のまちづくりを進めていくためには、市民の皆さんと身近な地域のまちづくりの課題や目標を共有していくことが重要です。

本市では、市民参画による「地域懇談会」を5回にわたり開催し、地域のまちづくりの課題や方向性について検討を行いました。

こうしたことから、本地域別構想は、全体構想で示した市全体における分野別のまちづくり方針を踏まえるとともに、地域にお住まいの市民の目線を大切に、より生活に密着した地域づくりの目標や方針を示すものです。

② 地域区分の設定

地域別構想における地域の設定については、まちづくりを考える上でのまとまりに配慮し、生活圏として重要な要素となる駅勢圏を基本に、JRの勝川駅、春日井駅、神領駅、高蔵寺駅及び名鉄春日井駅・牛山駅の周辺5地域の区分を行います。また、古くからまちとして形成されてきた坂下地区及び春日井インターチェンジ周辺を中心とする地区の2地域に区分し、計7地域に区分します。



■ 地域区分

No	地域名（拠点名）
1	南部地域（勝川・味美）
2	西部地域（牛山・鷹来）
3	中部地域（鳥居松・春日井駅周辺）
4	中東部地域（神領駅周辺）
5	中北部地域（春日井インター周辺）
6	東部地域（高蔵寺・ニュータウン）
7	北部地域（坂下）



2

地域別まちづくり

① 地域別構想の構成内容

7地域に区分した地域ごとに、「目標」「方針」「テーマ別方針」を整理し、将来像や整備方針を示します。

●目標

地域におけるまちづくりの目標を定めます。まちづくりの目標とは、地域が魅力あるまちになるためにどのようなまちづくりを進めていくのかという方向性を示すものです。

●方針

地域のまちづくりを進める上で重要となる施策などを示すものです。

●テーマ別方針

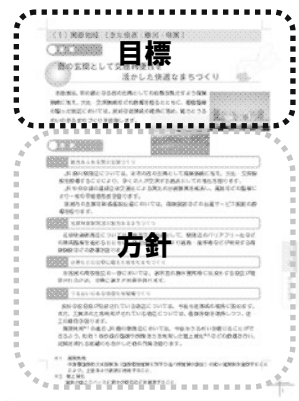
地域別構想は、より市民に身近な計画であることから、市民目線のまちづくりのテーマとして、総合計画における都市計画分野の目標にあわせて「にぎわい」「快適」「安全・安心」の3つのテーマを設定し、課題と方針を示します。

■テーマ別方針の対象範囲

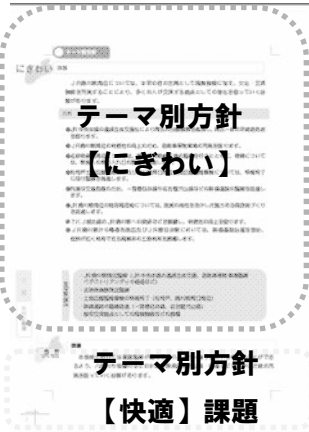
テーマ別の対象範囲は、下表の分野を基本に、それぞれのテーマ趣旨への妥当性により判断し記載していきます。

テーマ	対象分野
にぎわい	土地利用、市街地整備、道路・交通
快適	公園・緑地、住宅・住環境整備、都市景観
安全・安心	都市防災・防犯

A 4 1枚目(表)



A 4 1枚目(裏)



A 3 2枚目(表)



1 南部地域

(1) 南部地域 [主な拠点：勝川・味美]

目 標

西の玄関として交通利便性を 活かした快適なまちづくり

本地域は、市の顔となる西の玄関としての役割を果たすよう商業機能に加え、文化・交流機能などの誘導を図るとともに、基盤整備の整った地区においては、良好な住環境の維持に努め、魅力とうるおいのあるまちづくりを目指します。



方 針

魅力あふれる西の玄関づくり

JR 勝川駅周辺については、本市の西の玄関として商業機能に加え、文化・交流機能を誘導することにより、多くの人々が交流する拠点としての強化を図ります。

JR 中央本線の連続立体交差化による南北の分断要素を解消し、道路などの整備により一体の市街地形成を図ります。

地域内の主要な幹線道路沿道においては、商業施設などの沿道サービス施設の誘導を図ります。

名鉄味美駅周辺の魅力あるまちづくり

名鉄味美駅周辺については、都市交流拠点として、駅周辺のバリアフリー化などの環境整備を進めるとともに、周辺住民はもとより通勤・通学者などが利用する商業機能などの誘導を図ります。

水害などの災害に備えた安全なまちづくり

本地域の南部地区の一部においては、都市型の集中豪雨時には浸水する地区が想定されるため、災害に備えた対策を図ります。

うるおいのある快適な住環境づくり

良好な住宅地が形成されている地区については、今後も住環境の維持に努めます。また、工業系の土地利用がされている地区については、産業活動を維持しつつ、住・工の調和を図ります。

高度利用^{※1}の進む JR 勝川駅周辺においては、今後もうるおいを感じるができるよう、松柏 1 号歩線の整備や民間活力を利用した屋上緑化^{※2}などの誘導を行い、近隣を流れる地蔵川も活かした緑の充実を図ります。

※1 高度利用

中高層建築物又は容積率（建築敷地面積に対する延べ床面積の割合）の高い建築物を建築することにより、土地をより高度に利用すること。

※2 屋上緑化

建物の屋上スペースに樹木や草花などを植栽すること。

課題

JR勝川駅周辺については、本市の西の玄関として商業機能に加え、文化・交流機能を充実することにより、多くの人交流する拠点としての強化を図っていく必要があります。

方針

- JR中央本線の連続立体交差化により南北の分断要素を解消し、南北一体の市街地形成を図ります。
- JR勝川駅周辺の利便性の向上のため、自転車等駐車場の充実を図ります。
- 名鉄味美駅周辺については、駅西側の駅前広場の整備を行うとともに、東側については、駅舎への乗り入れ口の整備を推進します。
- 松河戸土地区画整理事業及び勝川駅南口周辺土地区画整理事業については、早期完了に向け整備を推進します。
- 円滑な交通処理のため、一宮春日井線や名古屋犬山線などの幹線道路の整備を促進します。
- JR勝川駅周辺の既存商店街については、地域の特性を活かした魅力ある商店街づくりを促進します。
- TKJ城北線のJR勝川駅への接続などを要請し、利便性の向上を図ります。
- JR勝川駅から烏居松地区及びJR春日井駅においては、幹線道路沿道を含め、住民が広く利用できる商業系の土地利用を誘導します。

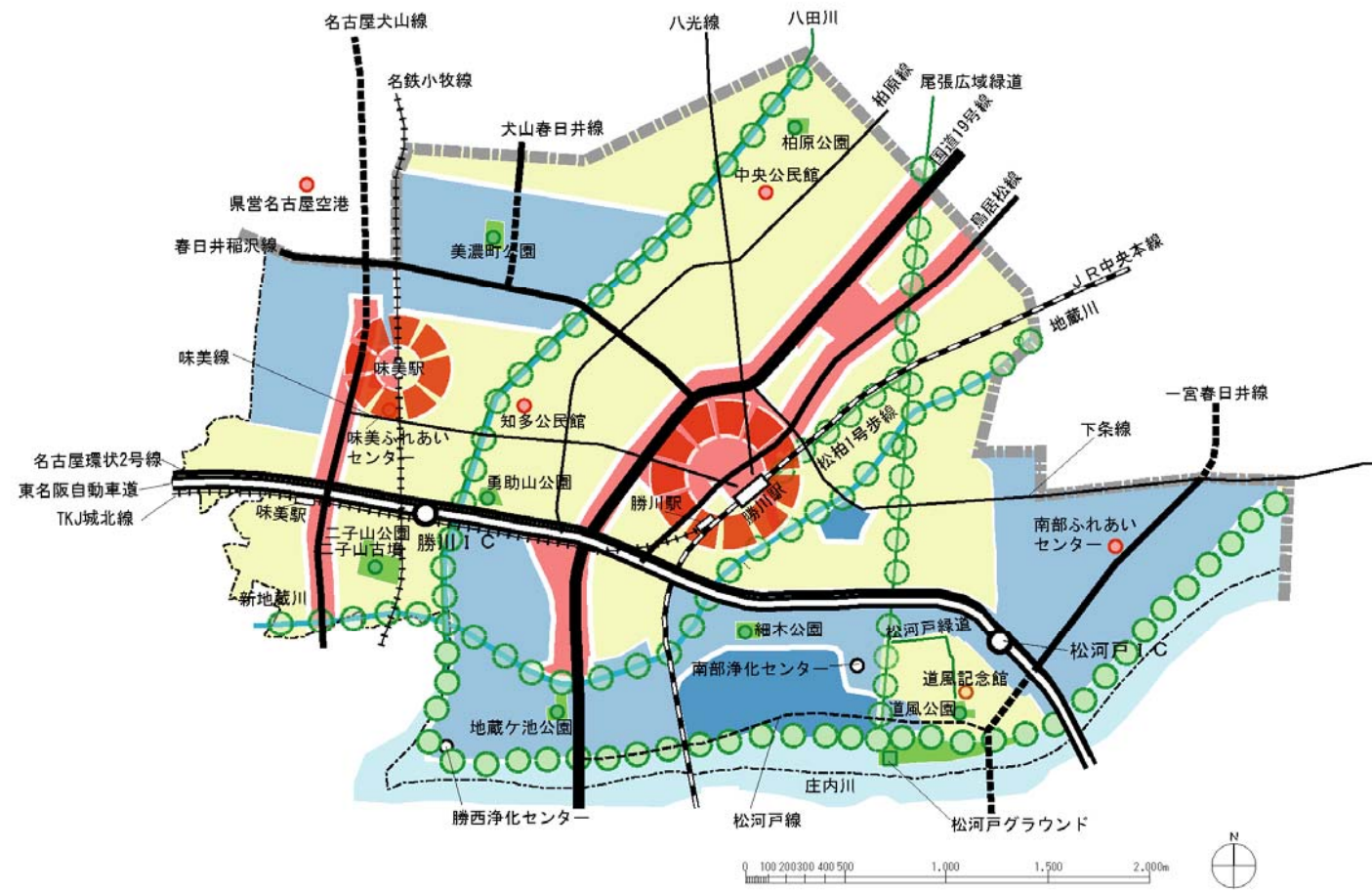
主な取組み

- ・ JR勝川駅周辺整備（JR中央本線の連続立体交差、自転車等駐車場整備、ペDESTリアンデッキ建築など）
- ・ 名鉄味美駅周辺整備
- ・ 土地区画整理事業の早期完了（松河戸、勝川駅南口周辺）
- ・ 幹線道路の整備促進（一宮春日井線、名古屋犬山線）
- ・ 都市交流拠点としての商業機能などの誘導

課題

本地域においては基盤整備が進んでおり、より一層うるおいを感じることができるよう、八田川や地藏川などの水辺の環境資源や公園・緑道などを活かした緑の充実を図っていく必要があります。

■ まちづくり方針図



- | | | | | |
|----------|--------------|---------------|-----------|---------|
| 工業ゾーン | 広域幹線道路 | ○ 都市施設 | ⊗ 都市交流拠点 | ■ 地域界 |
| 住工調和ゾーン | 主要幹線道路 (未整備) | ● 公共公益施設 | ⊗ 地域拠点 | --- 市域界 |
| 住宅ゾーン | 都市幹線道路 (未整備) | ■ その他施設 | ⊗ 緑の拠点 | |
| 商業ゾーン | 地区幹線道路 (未整備) | ● 公園・緑地 | ⊗ 広域交通拠点 | |
| 公園・緑地ゾーン | その他幹線道路 | ○ 歴史資源 | ⊗ 産業誘導ゾーン | |
| | | — 緑道 (未整備) | | |
| | | — 河川 | | |
| | | ●●● 幹線道路 (構想) | | |
| | | ○ インターチェンジ | | |
| | | ●●● うるおい軸 | | |

方針

- 基盤整備にあわせた公園整備が行われているものの、整備から長期間経過している公園もあり、住民ニーズに対応した公園の再整備を検討します。
- 道風公園については、春日井らしさを感じられる個性ある公園として整備を図ります。
- 八田川や地蔵川、尾張広域緑道などについては、身近に感じる水辺や緑地空間としてうるおい軸の形成を図ります。
- 地域内を流れる庄内川については、貴重なオープンスペースとして、自然環境に配慮しながら、レクリエーションの場としての活用を検討します。
- 既存工場が建ち並んだ地区については、緑地協定※3 制度などの活用により適切な緑化誘導を図ります。
- 住工混在地域については、住宅などの緑化の推進、工場周辺における植栽帯の設置などにより住環境の向上を図ります。
- 二子山公園については、歴史資源を活かした公園として活用するとともに歴史的景観の形成を推進します。
- 都市交流拠点として位置づけられるJR勝川駅周辺においては、西の玄関としてふさわしい景観形成を誘導します。

主な取組み

- ・ 既存公園の再整備検討
- ・ 道風公園の整備
- ・ 緑道のネットワークの形成とレクリエーションの場としての活用検討
- ・ 緑道などの整備（松柏1号歩線）
- ・ 緑化協定などの緑化の誘導
- ・ 都市景観の誘導

課題

本地域の一部においては、都市型豪雨による水害を一時的に受けることがあり、地域内には、特定都市河川流域※4 に指定された新川流域の地蔵川も含まれていることから、一層の雨水流出抑制を行う必要があります。

方針

- 本地域は、都市型の集中豪雨時などに浸水する場合が想定されるため、雨水排水施設の整備など浸水対策を図ります。
- 地域内を流れる地蔵川については、新川流域総合治水対策事業を促進します。
- 都市型の集中豪雨に備えるため、市民や事業者に向けた啓発活動などにより、雨水貯留浸透施設の設置などを促進し、市街地の保水性を向上していきます。

主な取組み

- ・ 雨水排水施設の整備推進
- ・ 総合治水対策の促進
- ・ 雨水貯留浸透施設の設置などの促進

※3 緑地協定
都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の合意により協定を結ぶ制度。

※4 特定都市河川流域
著しい浸水被害が発生するおそれがあり、通常の河川整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難であるとして、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された河川流域。

安全・安心

2 西部地域

(2) 西部地域〔主な拠点：牛山・鷹来〕

目 標

住環境と産業が調和するやすらぎのあるまちづくり

本地域は、名鉄小牧線や県営名古屋空港があり、交通の利便性を活かした住宅地として秩序ある整備を図るとともに、広域的なアクセスに優れた地域北部への産業系土地利用を誘導することにより、住環境と産業が調和した快適でやすらぎのあるまちづくりを目指します。



方 針

交通利便性の強化による地域拠点づくり

名鉄春日井駅周辺については、土地区画整理事業の進捗にあわせ、駅前広場の整備や周辺の道路網の充実により交通利便性の強化を図ります。

暮らしやすい生活を支える地域拠点づくり

地域拠点である鷹来の商業地については、地域の生活を支え、交流を促進するための商業機能の誘導を図ります。

住環境と調和した産業地の創出による活力あるまちづくり

広域的なアクセスに優れた地域北部においては、周辺の住環境と調和した産業系の土地利用の誘導を図ります。また、他の幹線道路沿道においても農地など周辺環境に配慮し、産業系の土地利用を図ります。

水と緑のネットワークによるやすらぎあるまちづくり

牛山公園を中心に、地域内の西行堂川などの水辺を活用した遊歩道の整備を行い、水と緑のネットワークの形成を図ります。

にぎわい

課題

本地域は、基盤整備が進んでいない地域があり、秩序あるまちづくりが必要となっています。また、まちづくりにあわせた駅周辺の機能強化を図っていく必要があります。

方針

- 名鉄春日井駅については、今後も基盤整備などにより駅利用者の増加が見込まれることから、駅前広場整備と駅アクセス道路の整備など駅機能強化を図ります。また、名鉄牛山駅や間内駅については、犬山春日井線などの整備状況にあわせて駅周辺の機能強化を検討します。
- 地域拠点となっている鷹来の商業地については、地域の生活を支える商業機能の誘導を図ります。
- 上田楽地区周辺においては、産業集積が進んでおり、今後も交通利便性を活かした産業系土地利用の誘導を図ります。
- 円滑な交通処理のため、名古屋犬山線及や犬山春日井線などの整備を促進します。
- 西部第一土地区画整理事業及び西部第二土地区画整理事業については、良好な住環境形成に向け整備を促進します。
- 産学官の連携と強化を図りつつ、大学と地域とが交流する文化のまちとして誘導します。

主な取組み

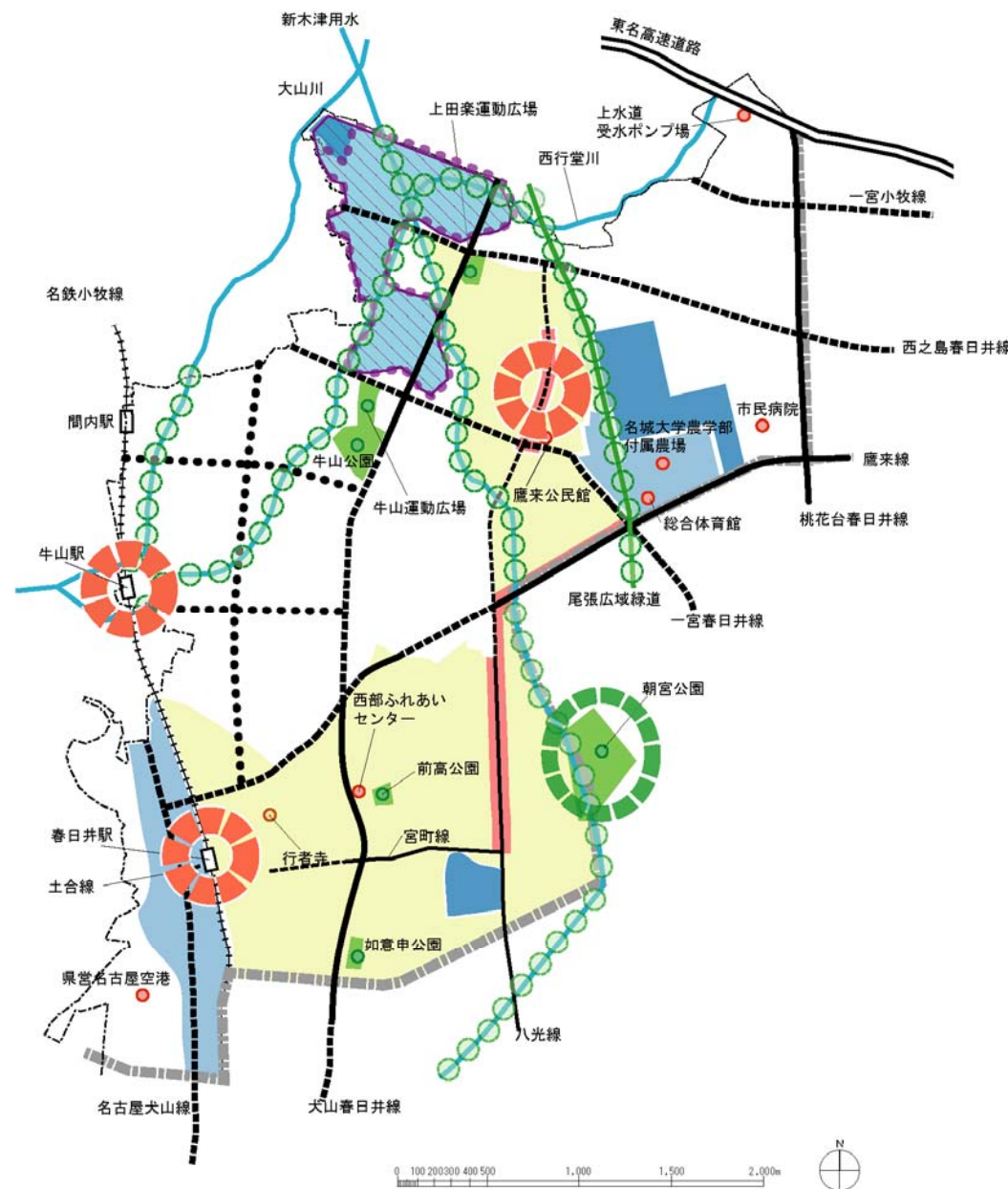
- ・名鉄春日井駅周辺整備
- ・名鉄牛山駅・間内駅周辺の機能強化の検討
- ・産業系土地利用の誘導
- ・幹線道路の整備促進（名古屋犬山線、犬山春日井線）
- ・土地区画整理事業の促進（西部第一、西部第二）
- ・教育機関の立地を活かした文化のまちの誘導

快適

課題

本地域においては、身近に利用できる公園が十分に整備されていないため、土地区画整理事業に伴い公園整備を行っていくとともに、幅広い年齢層に親しまれるよう牛山公園を整備し、また、西行堂川を利用した水と緑のネットワークの形成を図っていく必要があります。

■ まちづくり方針図



- | | | | | |
|----------|--------------|------------|---------|-----|
| 工業ゾーン | 広域幹線道路 | ○ 都市施設 | 都市交流拠点 | 地域界 |
| 住工調和ゾーン | 主要幹線道路 (未整備) | ● 公共公益施設 | 地域拠点 | 市域界 |
| 住宅ゾーン | 都市幹線道路 (未整備) | ■ その他施設 | 緑の拠点 | |
| 商業ゾーン | 地区幹線道路 (未整備) | ● 公園・緑地 | 広域交通拠点 | |
| 公園・緑地ゾーン | その他幹線道路 | ○ 歴史資源 | 産業誘導ゾーン | |
| | 幹線道路 (構想) | ● 緑道 (未整備) | | |
| | インターチェンジ | ○ 河川 | | |
| | | ●●● うるおい軸 | | |

方針

- 牛山公園については、隣接する運動広場と一体となった整備を推進します。
- 西行堂川などを活用し、牛山公園と尾張広域緑道などを結ぶ水と緑のネットワークの形成を検討します。
- 名鉄春日井駅については、地域拠点として、地域の顔となる景観形成を図ります。
- 新木津用水の桜並木を活かした遊歩道の整備を促進します。

主な取組み

- ・牛山公園の整備
- ・緑のネットワーク化の検討
- ・都市景観の誘導

安全・安心

課題

通勤・通学時間帯の自動車交通の増加に対応して、歩行者が安全に安心して歩ける生活道路の整備が必要となっています。また、地域内には、特定都市河川流域^{※1}に指定された新川流域の西行堂川なども含まれていることから、一層の雨水流出抑制を行う必要があります。

方針

- 既存の集落地においては、緊急車両の通行の妨げとなる狭い道路の拡幅や歩行者レーン^{※2}の設置などの道路整備について、市民の協力を得ながら推進します。
- 地域内を流れる西行堂川などについては、新川流域総合治水対策事業を促進します。
- 都市型の集中豪雨に備えるため、市民や事業者に向けた啓発活動などにより、雨水貯留浸透施設の設置などを促進し、市街地の保水性を向上します。

主な取組み

- ・生活道路の改善
- ・総合治水対策の促進
- ・雨水貯留浸透施設の設置などの促進

※1 特定都市河川流域
著しい浸水被害が発生するおそれがあり、通常の河川整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難であるとして、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された河川流域。

※2 歩行者レーン
カラー舗装などを行った歩行者が優先的に歩ける道。

3 中部地域

(3) 中部地域〔主な拠点：鳥居松・春日井駅周辺〕

目 標

春日井の中心にふさわしい 都市の魅力と活力あふれるまちづくり

本地域は、JR春日井駅周辺から鳥居松周辺を中心に、商業・行政・文化機能などの誘導、交通結節点^{※1}機能の強化を図り、人々の交流を通じて都市の魅力と活力あふれるまちづくりを目指します。



方 針

市の中心駅にふさわしい、複合機能を有する都市交流拠点づくり

JR春日井駅周辺については、駅舎・自由通路などの整備により、交流拠点の核を形成するとともに、民間活力の導入による再開発事業などにより商業機能などの誘導を図ります。

生活利便性を活かしたまちなか居住づくり

交通アクセスや行政施設などの生活利便性を活かした都市型住宅^{※2}を誘導し、まちなか居住^{※3}による集約されたまちづくりの促進を図ります。また、JR春日井駅に近く交通利便性の高い熊野桜佐地区においては、良好な住宅地の形成を目指し、土地区画整理事業による基盤整備の促進を図ります。

活気が感じられるにぎわい空間づくり

鳥居松地区の商業地については、既存ストック^{※4}を活かした商業機能の誘導など活性化を図ります。

市役所周辺においては、市の中心にふさわしいにぎわいのある空間を形成し、中心的市街地の活性化を図ります。

うるおいのある水と緑を活かしたまちづくり

市街地において貴重な水辺である地蔵川などをうるおいのある空間として充実を図るとともに、工場周辺の緑化を促進し、水と緑を活かしたまちづくりを図ります。

※1 交通結節点

鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、駅前広場など、交通動線が集中する箇所の総称。

※2 都市型住宅 都市において、良好な住環境を確保しながら高密度に住む集合住宅

※3 まちなか居住 都市の中心部に居住すること。生活利便施設の多く集まる中心部に居住することにより、車を利用せず快適に生活することができ、コンパクトなまちとなる。

※4 既存ストック

現在あるまちの資産。道路や公園、鉄道駅や公共施設などの建物などを指す。

にぎわい

課題

本地域では、既存商店街で空き店舗がみられ、商業機能が低下してきています。そのため、JR春日井駅や市役所などの公共公益施設の集積を活かした、まちなか居住を促進し、商業機能の活性化とにぎわい空間づくりの必要があります。

方針

- 都市交流拠点であるJR春日井駅周辺から鳥居松周辺については、商業・行政施設や文化施設などの集積を図ります。
- 市役所周辺においては、文化・交流機能の充実のため、公共施設を含め公園・緑地の機能と配置のあり方を検討し、市の中心にふさわしい緑豊かなにぎわいのある空間形成を図ります。
- JR春日井駅の駅機能強化のため、南北自由通路の整備や駅前広場の再整備を推進します。
- 熊野桜佐地区については、良好な住宅地の形成をめざして、土地区画整理事業を促進します。
- 土地区画整理事業にあわせ、円滑な交通処理のため、河北線及び名栗桜佐線の整備を促進します。
- 篠木四ツ谷土地区画整理事業については、早期完了に向け整備を促進します。

主な取り組み

- ・ JR春日井駅周辺整備（南北自由通路、駅前広場）
- ・ 土地区画整理事業の促進（熊野桜佐地区）
- ・ 土地区画整理事業の早期完了（篠木四ツ谷地区）
- ・ 幹線道路の整備促進（河北線、名栗桜佐線）

快適

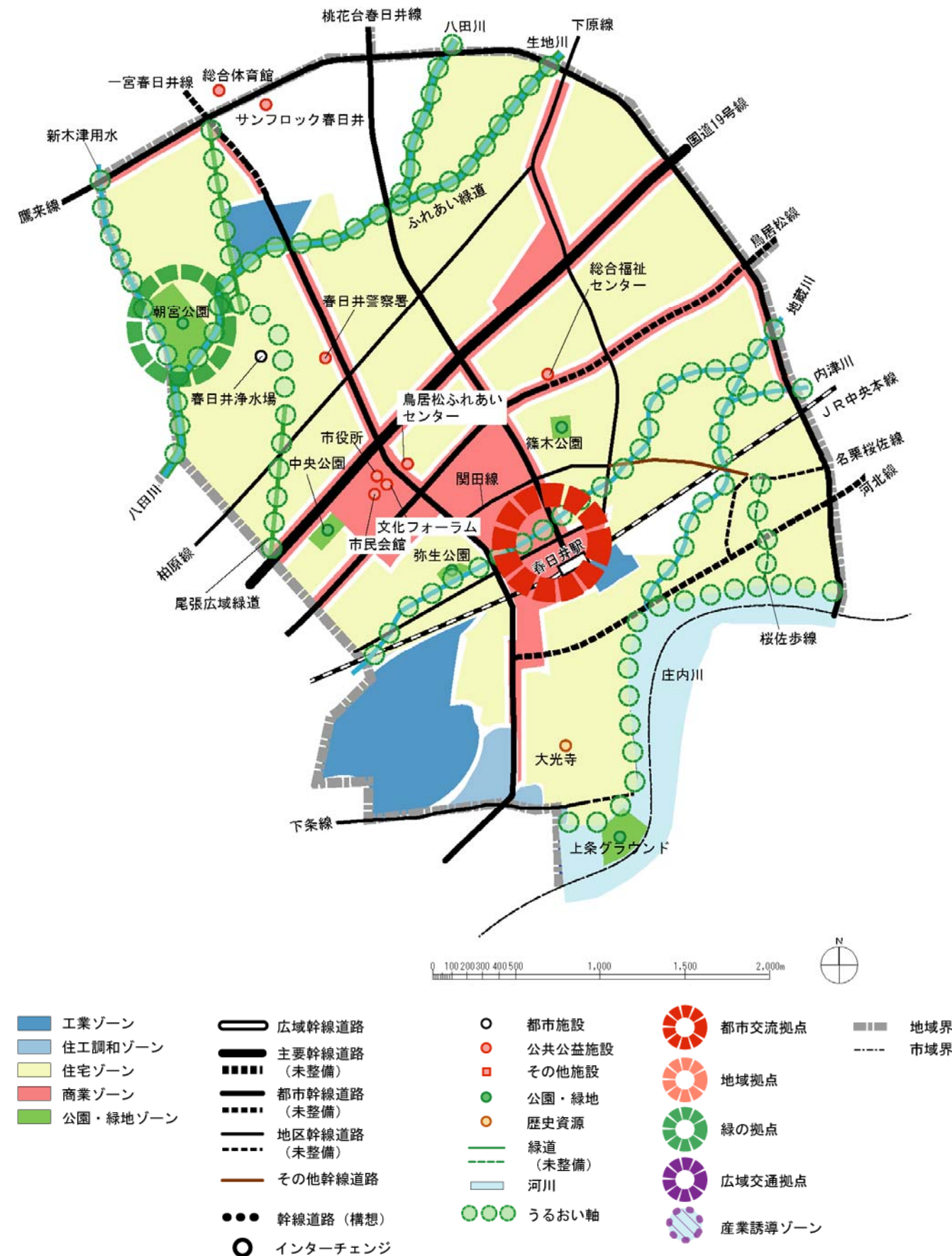
課題

本地域は、市の中心部に位置しており、うるおいのあるまちづくりをより一層図る必要があるため、庄内川や地蔵川などの水辺の環境資源や公園・緑道などを活かした緑の充実を図っていく必要があります。

方針

- ふれあい緑道については、中心的市街地に近接した緑道であり、自転車と歩行者が安全に通行できる遊歩道として整備を図ります。また、朝宮公園を緑の拠点として、尾張広域緑道や新木津用水など周辺緑道とのネットワークの形成を図ります。

■ まちづくり方針図



- 大規模な工場敷地などについては、緑化地域の指定などにより、適切な緑化誘導を図ります。
- 新木津用水の桜並木を活かした遊歩道の整備を促進します。
- 地域内を流れる庄内川については、貴重なオープンスペースとして、自然環境に配慮しながら、レクリエーションの場としての活用を検討します。
- 朝宮公園や総合体育館周辺などにおいては、運動機能を充実し、市民の健康増進を図ります。
- 土地区画整理事業が実施される熊野桜佐地区においては、緑道として桜佐歩線の整備を促進し、緑地協定^{※5}などを活用し、良好な景観形成を誘導します。
- JR春日井駅周辺は、市役所にアクセスする市の玄関としてふさわしいシンボル性のある景観形成を図ります。

主な取組み

- ・緑道のネットワーク化の促進（桜佐歩線）
- ・庄内川のレクリエーションの場としての活用検討
- ・緑地協定などによる緑化の推進
- ・都市景観の誘導

課題

安全・安心

本地域には、古くからの木造住宅が多い地区や狭い道路が残る地域が見られ、災害に強いまちづくりを行う必要があります。また、地域内には、特定都市河川流域^{※6}に指定された新川流域の地蔵川も含まれていることから、一層の雨水流出抑制を行う必要があります。

方針

- 古い木造住宅の耐震化や緊急車両の通行の妨げとなる狭い道路の拡幅などの道路整備について、市民の協力を得ながら推進します。
- 地域内を流れる地蔵川については、新川流域総合治水対策事業を促進します。
- 都市型の集中豪雨に備えるため、市民や事業者に向けた啓発活動などにより、雨水貯留浸透施設の設置などを促進し、市街地の保水性を向上していきます。

主な取組み

- ・建物の耐震化など住環境の向上
- ・総合治水対策の促進
- ・雨水浸透貯留施設の設置などの促進

※5 緑地協定（都市緑地法 45 条）
緑化の推進、緑地の保全などにより、市街地の良好な環境を確保することを目的とした協定。
※6 特定都市河川流域
著しい浸水被害が発生するおそれがあり、通常の河川整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難であるとして、特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された河川流域。

4 中東部地域

(4) 中東部地域〔主な拠点：神領駅周辺〕

目 標

ゆとりある住環境を活かした快適なまちづくり



本地域は、土地区画整理事業により整備された“ゆとり”の感じられる住環境を維持しながら、良好で計画的な街なみの形成を図り、快適なまちづくりを目指します。



方 針

秩序ある住宅地供給によるゆとりある住まいづくり

熊野桜佐地区については、隣接する堀ノ内や神領土地区画整理事業とあわせ秩序あるまちづくりを進めるため、土地区画整理事業による基盤整備を促進し、良好な住宅市街地の形成を図ります。

暮らしやすい生活を支える都市交流拠点づくり

自由通路の整備により南北一体の市街地が形成されたJR神領駅周辺については、周辺住民はもとより通勤・通学者などが利用する商業機能などの誘導を図ります。

水と緑に彩られた快適なまちづくり

高御堂古墳や密蔵院などは、地域の歴史資源として保全するとともに、その歴史資源を活かした公園などの整備を推進します。また、庄内川や内津川などについては、遊歩道のあるうるおい空間として活用し、周辺の住環境の向上を図ります。

教育文化施設の集積を活かしたまちづくり

既存の大学、高等学校などの教育機関の立地を活かして、教育文化活動を通じて学生と地域住民が交流し、教育文化の発展を支える文化交流機能^{※1}の誘導を図ります。

※1 文化交流機能

文化交流を促進する機能。文化活動を開催する教室などがある施設など。

にぎわい

課題

JR 神領駅周辺においては、商業機能などの誘導を図り都市交流拠点として整備を図る必要があります。また、熊野桜佐地区の基盤整備についても、事業を着実に実施する必要があります。

方針

- 熊野桜佐地区については、良好な住宅地の形成をめざして、土地区画整理事業を促進します。
- 土地区画整理事業にあわせて、円滑な交通処理のため、河北線などの整備を促進します。
- 神領土地区画整理事業及び大留上土地区画整理事業については、早期完了に向け整備を促進します。
- 北尾張中央道とJR中央本線の交差部分については、円滑な交通処理のため立体交差による整備を促進します。
- 自由通路の整備により南北一体の市街地が形成されたJR神領駅周辺については、都市交流拠点としてふさわしい商業機能などの誘導を図ります。
- 産学官の連携と強化を図りつつ、既存の大学、高等学校などと地域とが交流する文化のまちとして誘導します。

主な取組み

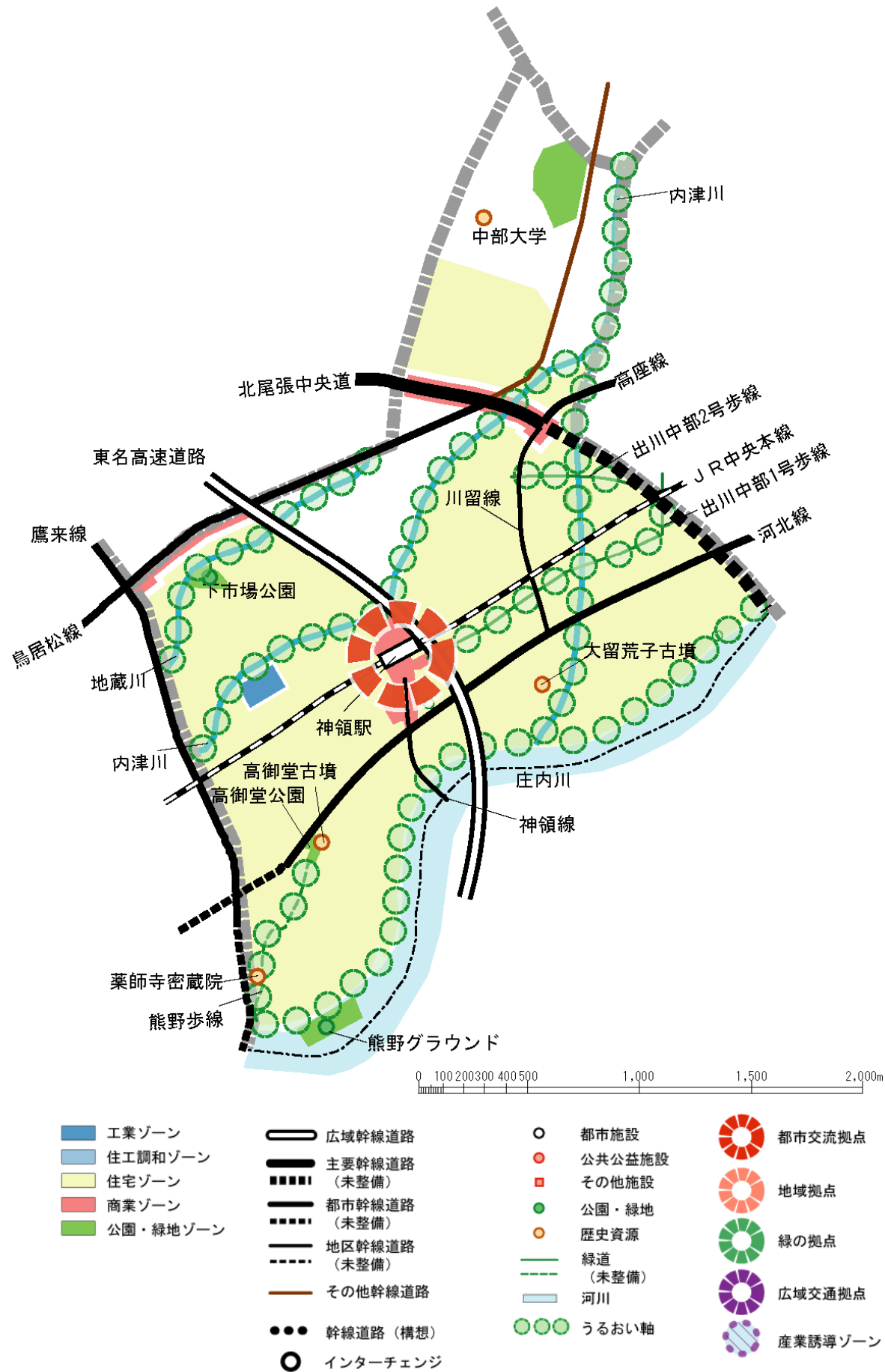
- ・土地区画整理事業の促進（熊野桜佐地区）
- ・幹線道路の整備促進（北尾張中央道、河北線、熊野線）
- ・土地区画整理事業の早期完了（神領地区、大留上地区）
- ・都市交流拠点としての商業機能などの誘導
- ・教育機関の立地を活かした文化のまちの誘導

快適

課題

本地域においては、庄内川や内津川など水辺の環境資源が多くみられ、また、土地区画整理事業に伴い公園の整備も行われてきています。今後は、この水辺の環境資源と歴史資源を活かした公園などの整備を行い、周辺住宅地と一体となった緑の充実を図っていく必要があります。

■ まちづくり方針図



方針

- 高御堂古墳や密蔵院などは、地域の歴史資源として保全するとともに、その歴史資源を活かした公園などの整備を推進します。
- 地域内を流れる庄内川については、貴重なオープンスペースとして、自然環境に配慮しながら、レクリエーションの場としての活用を検討します。
- JR神領駅周辺については、都市交流拠点として、地域の顔となる景観形成を誘導します。
- 土地区画整理事業が予定される熊野桜佐地区においては、緑道として熊野歩線の整備を促進し、良好な景観形成を誘導します。

主な取り組み

- ・歴史資源を活かした公園などの整備（高御堂公園、熊野歩線）
- ・庄内川のレクリエーションの場としての活用検討
- ・都市景観の誘導

安全・安心

課題

狭い道路がみられる一部の地域では、土地区画整理事業などによる基盤整備が必要です。また、土地区画整理事業の実施に伴い、地区内の保水性の低下が予想されることから、雨水排水対策の必要があります。

方針

- 土地区画整理事業により、幹線道路である河北線などや安全な生活道路の整備を促進します。
- JR中央本線北側の地区や、土地区画整理事業が予定される熊野桜佐地区においては、雨水幹線の整備などにより浸水対策を図ります。

主な取り組み

- ・幹線道路や生活道路の改善
- ・雨水排水施設の整備推進（堀ノ内雨水1号幹線）

5 中北部地域

(5) 中北部地域〔主な拠点：春日井インター周辺〕

目 標

広域交通へのアクセス利便性を活かした 住・工・農が調和したまちづくり



本地域は、優良な農地とともに東名高速道路の春日井インターチェンジやJR神領駅へのアクセス利便性を活かした産業系土地利用の誘導や住宅地の形成を図り、住・工・農が調和したまちづくりを目指します。



方 針

周辺環境と調和しアクセス利便性を活かしたまちづくり

春日井インターチェンジ周辺においては、広域交通拠点として、周辺の環境に配慮しつつ、東名高速道路へのアクセス利便性を活かした産業系の土地利用の誘導を図ります。また、幹線道路沿道については地域の生活を支える商業系の土地利用の誘導を図ります。既存の集落地においては、JR神領駅へのアクセス利便性を活かした生活改善型の基盤整備を促進し、良好なまちづくりの形成を図ります。

春日井インターチェンジ周辺の交通円滑化と広域交通の拠点としての景観づくり

春日井インターチェンジ周辺の交通円滑化を図るため、北尾張中央道などの整備を促進するとともに、その整備にあわせた新たな道路計画を検討します。また、インターチェンジ周辺については、広域交通拠点としてふさわしい景観形成を図ります。

緑の拠点を活かした、水と緑のネットワークづくり

落合公園や大池緑地を緑の拠点として、みずすまし緑道やふれあい緑道の整備を推進し、ネットワークの形成を図ります。

優良な農地を大切にした秩序ある住環境づくり

農業基盤が整った地区では、今後とも優良な農地として保全し、既存集落地においては、街づくり支援制度などを活用した住環境の改善を図ります。

課題

春日井インターチェンジやJR神領駅があるなどアクセス利便性が高い地域でもあることから、周辺の環境に配慮しながら北尾張中央道の整備とあわせた基盤整備を図っていく必要があります。

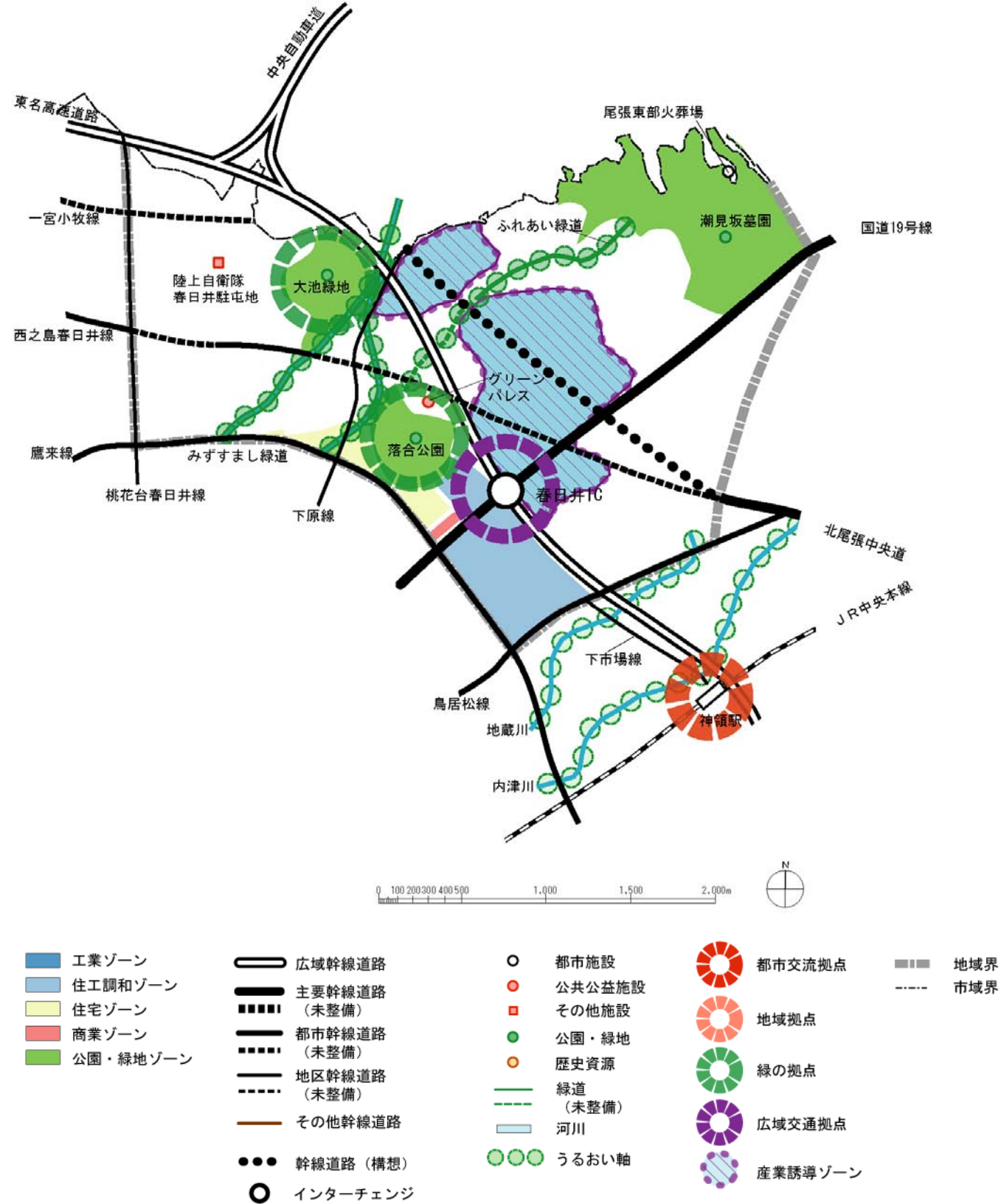
方針

- 春日井インターチェンジ周辺においては、インターチェンジへのアクセス利便性を活かした産業系土地利用の誘導を目指した基盤整備を促進するとともに、国道19号線以東の既存の集落地においては、JR神領駅へのアクセス利便性を活かした住宅地として基盤整備を検討します。
- 春日井インターチェンジ周辺においては、渋滞解消やアクセス利便性の強化を図るため、北尾張中央道の整備を促進します。
- 篠木四ツ谷土地区画整理事業については、早期完了に向け整備を促進します。
- まとまった農地で遊休化しつつある地域については、農業体験を通じた市民のふれあいの場となる体験型の都市型市民農園としての活用について検討し、その保全に努めます。

主な取り組み

- ・春日井インターチェンジ周辺における適切な土地利用の誘導
- ・幹線道路の整備促進（北尾張中央道）
- ・土地区画整理事業の促進（篠木四ツ谷地区）
- ・農地の活用

■ まちづくり方針図



快適

課題

本地域においては、緑の拠点となる落合公園や大池緑地、また豊かな水田や果樹園などが見られます。今後も緑の拠点である公園・緑地などの保全を行うとともに、これらの有効活用を図っていく必要があります。

方針

- 落合公園や大池緑地など緑の拠点を結ぶネットワークとして、みずすまし緑道やふれあい緑道の整備を推進します。
- ため池を活かした公園整備を検討します。
- 春日井インターチェンジ周辺は、自動車移動における市の玄関となることから、シンボル性のある景観形成を誘導します。

主な取組み

- ・緑の拠点を結ぶ緑道のネットワークの形成
- ・地域環境を活かした公園整備の検討
- ・都市景観の誘導

安全・安心

課題

本地域には、既存集落が多く、狭い道路がみられ、災害時に消防や救急活動への支障が予想されることから、道路拡幅による生活道路の改善を進めていく必要があります。

方針

- 既存の集落地においては、基盤整備事業や生活道路の整備改善を検討します。
- 既存の集落地への浸水対策として、排水路整備を推進します。

主な取組み

- ・生活道路の改善
- ・雨水排水施設の整備推進（東山第1排水路）

6 東部地域

(6) 東部地域〔主な拠点：高蔵寺・ニュータウン〕

目 標

豊かな自然環境と調和し活力に満ちたまちづくり

本地域の JR 高蔵寺駅周辺については、商業・文化・交流機能を誘導し、魅力あるまちづくりを目指します。高蔵寺ニュータウンについては、新たな時代に対応した自然環境と調和する生活利便機能が整ったまちづくりを目指します。



方 針

暮らしやすい住環境づくり

少子高齢化が進行している高蔵寺ニュータウンにおいては、既存ストック※1の活用やバリアフリー化を進め、地域住民が主体となった暮らしやすい新たなニュータウンとして活性化を図ります。また、庄名地区については、住環境が改善された良好な住宅地の形成を目指し、土地区画整理事業による整備の促進を図ります。

東の玄関として魅力あふれる交流拠点づくり

JR高蔵寺駅周辺については、本市の東の玄関として鉄道やバスなどの都市交流拠点として充実を図るとともに、商業・文化・交流機能を誘導することにより、多くの人々が交流する拠点としての強化を図ります。また、駅へのアクセス利便性の向上のため、高座線などの幹線道路の整備を図ります。

緑につつまれた身近に自然を感じられるまちづくり

東部丘陵などの豊かな自然環境を維持・保全するとともに、自然とふれあうことができるよう、身近な水辺や樹林の活用を図ります。

暮らしを支える生活利便性が確保されたまちづくり

高蔵寺ニュータウン周辺での生活利便性を確保するため、地域拠点への商業機能の誘導を図るとともに、主な幹線道路沿道についても、拠点を補完する商業機能として誘導を図ります。

※1 既存ストック

現在あるまちの資産。道路や公園、鉄道駅や公共施設などの建物などを指す。

にぎわい

課題

高蔵寺ニュータウンにおいては、少子高齢化が進んでおり、新たな時代に対応した活力の向上が必要となっています。また、バリアフリー化が進められたJR高蔵寺駅周辺については、魅力あふれる都市交流拠点として充実を図っていく必要があります。

方針

- JR高蔵寺駅周辺については、都市交流拠点として、商業・行政機能などの誘導を図ります。
- 地域拠点となっている高蔵寺ニュータウンの商業地については、地域の生活を支える商業機能の充実を図ります。
- 庄名地区については、良好な住宅地の形成をめざして、土地区画整理事業を促進します。
- 南気噴土地区画整理事業や大留上土地区画整理事業については、早期完了に向け整備を促進します。
- 円滑な交通処理のため、高座線や廻間線などの整備を推進します。
- 低未利用地となっている高森台の大規模な県有地については、周辺環境と調和した土地利用を促進します。
- まとまった農地で遊休化しつつある地域については、農業体験を通じた市民のふれあいの場となる体験型の都市型市民農園としての活用について検討し、その保全に努めます。

主な取組み

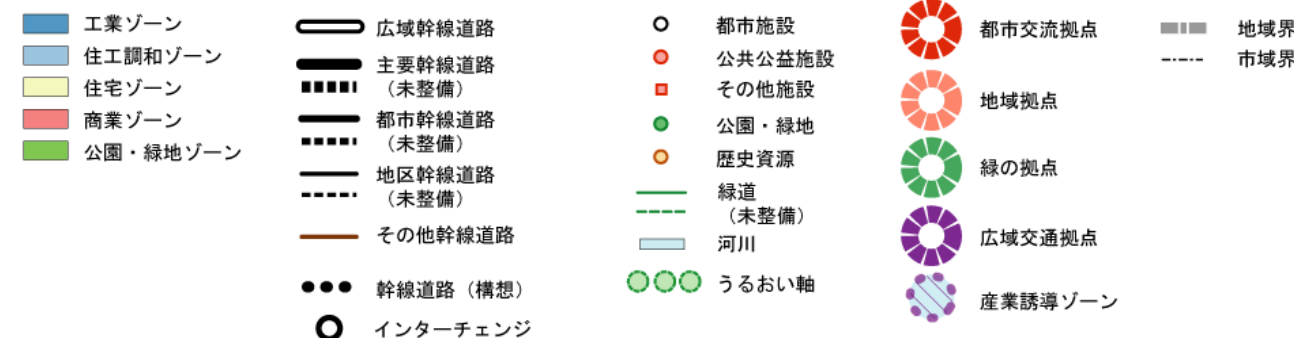
- ・ 都市交流拠点としての商業などの機能集積
- ・ 高蔵寺ニュータウンの活力向上の検討
- ・ 幹線道路の整備促進（高座線、廻間線）
- ・ 土地区画整理事業の促進（庄名地区）
- ・ 土地区画整理事業の早期完了（南気噴地区、大留上地区）
- ・ 県有地の有効活用の促進
- ・ 農地の活用

快適

課題

本地域においては、基盤整備にあわせ充実した公園整備や東部丘陵などにより、豊かな自然を身近に感じることができます。今後も、こうした恵まれたうるおいのある環境を保全していくとともに、自然と親しむ場として活用していく必要があります。

■ まちづくり方針図



方針

- 基盤整備にあわせた公園整備が行われているものの、整備から長期間経過しており、住民ニーズに対応した公園の再整備を検討します。
- 自然環境に配慮しながら、市民が自然と親しめる場として、東海自然歩道などの活用を促進します。
- 地域内を流れる庄内川については、貴重なオープンスペースとして、自然環境に配慮しながら、レクリエーションの場や散策路としての活用を検討します。
- 東部丘陵については、地域住民の生活に身近な里山※2でもあり、森林の適正な整備により保全を図ります。
- 緑と調和した良好な住宅地においては、今後も快適な住環境が確保されるよう、地区計画や緑地協定※3などを活用し、景観形成を誘導します。
- 都市交流拠点として位置づけられるJR高蔵寺駅周辺は、東の玄関としてふさわしい景観整備を誘導します。

主な取り組み

- ・ 既存公園の再整備検討
- ・ 東海自然歩道などの活用
- ・ 庄内川のレクリエーションの場としての活用検討
- ・ 自然環境の保全
- ・ 都市景観の誘導

安全・安心

課題

歩行者が安全に安心して歩ける生活道路の整備や生活道路へ通過車両が入り込むことを抑制するため、幹線道路の整備が必要となっています。また、既存の集落地においては、幹線道路の整備にあわせた生活道路の改善や排水対策の必要があります。

方針

- 地域の実情に応じて、歩行者レーン※4の設置などにより歩道を確保し、通勤・通学者などが安心して歩ける生活道路の整備を推進します。
- 高座線の早期完成とともに、雨水排水対策として、集落地の排水路整備を推進します。

主な取り組み

- ・ 生活道路の改善
- ・ 雨水排水施設の整備推進（高座地区排水路）

※2 里山
都市と自然の間であって、人が利用してきた（いる）森林。

※3 緑地協定
緑化の推進、緑地の保全等により、市街地の良好な環境を確保することを目的とした協定。

※4 歩行者レーン
カラー舗装などを行った歩行者が優先的に歩ける道。

7 北部地域

(7) 北部地域〔主な拠点：坂下〕

目 標

自然環境と産業が調和する 歴史と文化を活かしたまちづくり

本地域は、今後も丘陵地や河川などの豊かな自然環境を維持・保全しつつ、地域で育まれた歴史と文化を活かしたまちづくりを推進するとともに、職住近接の土地利用を図り、環境に配慮した産業系土地利用の誘導を進め、活力のあるまちづくりを目指します。



方 針

美しい自然景観に溶け込む、水と緑のネットワークづくり

緑の拠点である都市緑化植物園や少年自然の家などのレクリエーションとして利用できる環境とあわせ、東部丘陵の東海自然歩道や内津川、大谷川の水辺については、美しい自然環境が楽しめる水と緑のネットワークの形成を図ります。

地域で育まれた自然・歴史資源を大切にしたまちづくり

豊かな丘陵地の自然環境や地域で育まれた内々神社などの歴史資源について、今後も大切な地域の資源として保全を図ります。

自然環境と調和した工業地の創出による活力あるまちづくり

既存の工業団地周辺などにおいては、恵まれた交通利便性を活かした周辺の自然環境と調和した産業系の土地利用の誘導を図ります。

安全で快適な住環境づくり

地域拠点である坂下地区の商業地については、地域の生活を支え、交流を促進するための商業機能の誘導を図ります。また、生活道路でありながら交通量の多い主要な道路においては、歩道などの整備により安全な歩行者空間の確保を行い、生活道路の改善を図ります。

にぎわい

課題

本地域は、優良な農地が多く自然豊かな丘陵地となっておりますが、交通利便性にも優れていることから、恵まれた自然環境に配慮しながら、土地の有効活用について検討していく必要があります。

方針

- 小牧東インターチェンジに近接する明知地区などについては、恵まれた交通利便性を活かして、産業系の土地利用の誘導を図ります。また、国道19号線沿いの低未利用地についても土地の有効活用を検討します。
- 地域拠点となっている坂下の商業地については、地域の生活を支える商業機能としての活性化を図ります。
- まとまった農地で遊休化しつつある地域については、農業体験を通じた市民のふれあいの場となる体験型の都市型市民農園としての活用について検討し、その保全に努めます。

主な取組み

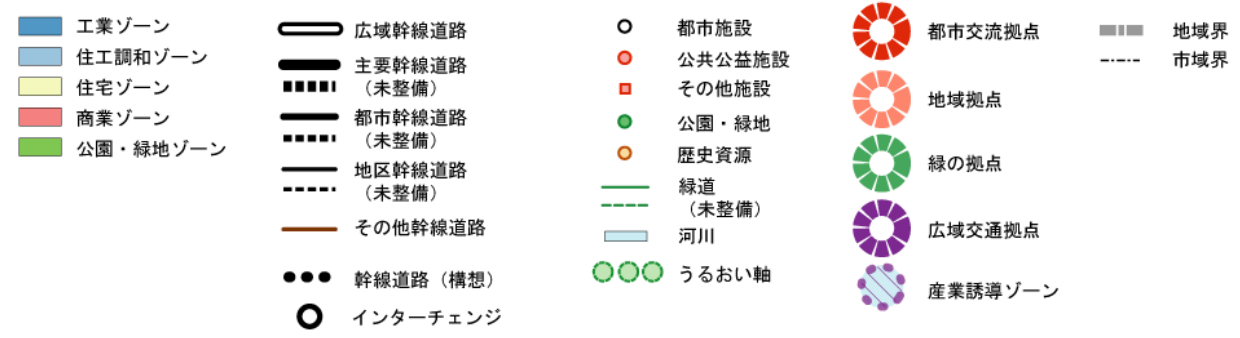
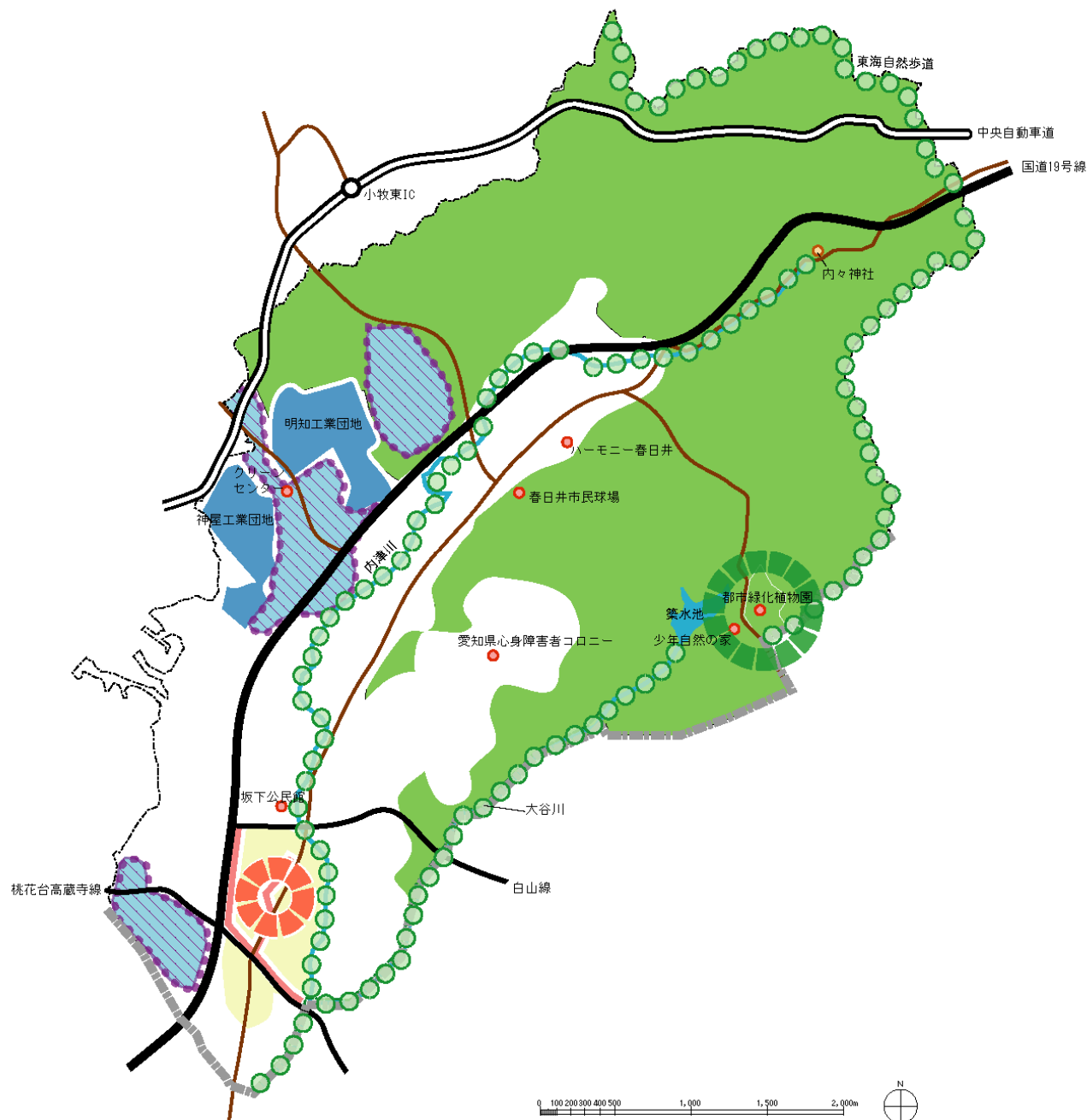
- ・産業系土地利用の誘導
- ・地域商店街の活性化
- ・農地の活用

快適

課題

本地域においては、田園や丘陵地など豊かな自然がみられるため、優良な農地や森林を保全するとともに、生態系に配慮しながら市民が自然にふれあえる場として活用していく必要があります。

■ まちづくり方針図



方針

- 都市緑化植物園周辺については、緑の拠点として充実を図ります。
- 内津川緑地については、市街地と東部の豊かな自然丘陵地を結ぶ緑道として、自然環境を活かした遊歩道の整備を推進します。
- 大谷川については、ホタルが生息する貴重な水辺の環境資源として保全します。
- 市民が自然と親しめる場として、東海自然歩道などの活用を促進します。
- 東部丘陵については、地域住民の生活に密着した里山※¹であり、森林の適正な整備により保全を図ります。
- 優良な農地については保全を図ります。
- 豊かな自然環境や内々神社などの地域の資源を活かした景観形成を図ります。
- 東部丘陵の自然景観をより魅力的なものにするため、採石場の緑化を促進します。

主な取組み

- ・都市緑化植物園の緑の拠点としての充実
- ・内津川緑地の緑道としての遊歩道の整備促進
- ・生活環境の向上のための道路・公園などの整備
- ・東海自然歩道などの活用
- ・優良な農地や自然環境の保全
- ・歴史資源を活かした景観形成の推進
- ・採石場の緑化推進

安全・安心

課題

本地域は、古くから既存集落が形成されており、狭あいな道路が見られ、生活道路でありながら交通量の多い主要な道路において歩道の確保が十分にされていないため、歩道の設置など生活道路の改善を図る必要があります。

方針

- 地域の実情に応じて、歩行者レーン※²の設置などにより歩道を確保し、通勤・通学者などが安心して歩ける生活道路の整備を推進します。

主な取組み

- ・生活道路の改善

※¹ 里山
都市と自然の間において、人が利用してきた(いる)森林。
※² 歩行者レーン
カラー舗装などを行った歩行者が優先的に歩ける道。

4
章

まちづくり推進方策

CITY PLANNING OF KASUGAI

都市計画マスタープランの構成フロー図



1 基本方針

全体構想及び地域別構想で示された目標や方針を実現化するため、まちづくり推進方策を定めます。まちづくり推進方策では、都市施設や各種事業の必要性、また将来のまちの姿として望むことなどを、関係する人たちで話し合い、その計画内容を共有化し、実現に向けて市民、事業者^{※1}及び行政がともに関わっていくことを基本としてまちづくりを進めます。

① 市民、事業者及び行政の協働によるまちづくり

地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、市民が関心を持ち、積極的な参画によるまちづくりの取り組みを行っていくことが求められています。

このため、まちづくりにおける情報提供や活動団体への支援を積極的に行い、市民、事業者及び行政の協働によるまちづくりを推進します。

② 段階的なまちづくり

依然として厳しい財政状況の下、選択と集中による効率的な都市経営の視点が一層求められており、短期・中期・長期の期間を見据えてまちづくりを進めていくことが必要です。

こうしたことから、本計画（地域別構想）に示された主な取り組みについて、時期と役割を明記した『整備プログラム』を作成し、段階的なまちづくりを推進します。

※1 事業者

主として民間企業のほか、NPOや大学等、まちづくりに関わる団体

2 まちづくりの実現に向けた取組み

① 市民、事業者及び行政の協働によるまちづくり

1) 情報の共有と啓発活動の推進

協働によるまちづくりを進めるためには、まちづくりに関する情報の提供が重要です。このため、行政、市民や団体による活動、まちづくり支援に関する情報などを、広報やホームページなど多様な媒体により、常に共有できる環境を整備します。

また、市民にまちづくりに積極的に参画してもらえよう、啓発活動に努めるとともに、行政計画、事業計画、審議組織などにおいて市民参画の機会を拡充します。

2) まちづくり活動の支援

① 情報共有や啓発活動、市民のまちづくり活動の支援を継続的に行います。このため、ボランティアグループやNPOなど、市民が自主的・自発的に行っている公益的な活動を支援するため、市民活動支援センターの利用の促進や「街づくり支援制度^{※2}」の充実を図ります。

② 市民の発意による提案を行う制度として都市計画の提案制度があります。この制度は、対象となる地域の土地所有者や事業者などがまちづくりに対する地域の取組みなどを都市計画に反映させるため、都市計画の案を提案する制度です。この制度の活用を契機として、まちづくりに対する市民の関心を高め、主体的な参画を促進します。

※2 街づくり支援制度

地域の特性を活かした協働のまちづくりのひとつとして、市民などの団体が生活道路や排水路の整備などに取り組む計画づくりや事業を市が支援する制度

② 段階的なまちづくり

本計画（地域別構想）に示した主な取組みについて、策定時を基準に、短期（5年）・中期（10年）・長期（10年以上）の3段階に分けて、その主体と役割についてのプログラムを作成します。また、その進捗状況を点検し、改善します。

1) 整備プログラム

○短期（おおむね5年後）

現在、事業中あるいは事業化に向けて調査・研究段階にあるもの、第五次総合計画に位置づけられ、実施の計画があるものを対象。加えて、現在、事業化に向けて関係機関などへの要請が行われ実施の目処がたっているものを対象

○中期（おおむね10年後）

都市計画マスタープランの策定時からおおむね10年後までに都市計画決定や事業化が見込まれるものを対象

○長期（おおむね10年以上）

計画期間中において、都市計画決定や事業化までに相当の期間が必要と思われるもの、中期において事業化のための検討調査や計画策定が見込まれるものを対象

●土地区画整理事業

内容	地域	実施時期			役割分担		
		短期	中期	長期	市民	事業者	行政
松河戸土地区画整理事業	南部	⇒			●	●	★
勝川駅南口周辺土地区画整理事業	南部	⇒			●	●	★
西部第一土地区画整理事業	西部	⇒	⇒	⇒	●	★	■
西部第二土地区画整理事業	西部	⇒	⇒	⇒	●	★	■
熊野桜佐土地区画整理事業	中部・中東部	⇒	⇒	⇒	●	★	■
篠木四ツ谷土地区画整理事業	中部・中北部	⇒			●	★	■
庄名土地区画整理事業	東部	⇒	⇒	⇒	●	★	■
南気噴土地区画整理事業	東部	⇒			●	★	■
大留上土地区画整理事業	東部・中東部	⇒			●	★	■

⇒：計画段階を経て実施していくもの

★は実施主体、●は参加・協力、■は支援

⇒：実施していく段階にあるもの

●都市計画道路の整備

内容	地域	実施時期			役割分担		
		短期	中期	長期	市民	事業者	行政
一宮春日井線	南部				●	●	★
名古屋犬山線	南部・西部				●	★	★
犬山春日井線	西部				●	●	★
河北線	中部・中東部				●	★	★
名栗桜佐線	中部				●	★	■
北尾張中央道 (一般国道 155 号バイパス)	中北部・中東部				●	●	★
高座線	東部				●	●	★
廻間線	東部				●	★	★

★は実施主体、●は参加・協力、■は支援

●拠点の整備

内容	地域	実施時期			役割分担		
		短期	中期	長期	市民	事業者	行政
JR勝川駅周辺整備(JR中央本線の連続立体交差、自転車など駐車場整備、ペDESTリアンデッキ築造など)	南部				●	■	★
名鉄味美駅周辺整備	南部				●	★	★
名鉄春日井駅周辺整備	西部				●	★	■
JR春日井駅周辺整備(南北自由通路、駅前広場など)	中部				●	★	★

★は実施主体、●は参加・協力、■は支援

- : 計画段階を経て実施していくもの
- : 実施していく段階にあるもの

●公園・緑地の整備

内容	地域	実施時期			役割分担		
		短期	中期	長期	市民	事業者	行政
道風公園	南部	⇒			●	●	★
松柏 1 号歩線	南部	⇒			●	●	★
牛山公園	西部	⇒			●	●	★
桜佐歩線	中部	⇒	⇒	⇒	●	★	■
高御堂公園	中東部	⇒			●	●	★
熊野歩線	中東部	⇒	⇒	⇒	●	★	■

★は実施主体、●は参加・協力、■は支援

●排水路の整備

内容	地域	実施時期			役割分担		
		短期	中期	長期	市民	事業者	行政
堀ノ内雨水 1 号幹線	中東部	⇒			●	●	★
東山第 1 排水路	中北部	⇒			●	●	★
高座地区排水路	東部	⇒	⇒	⇒	●	●	★

★は実施主体、●は参加・協力、■は支援

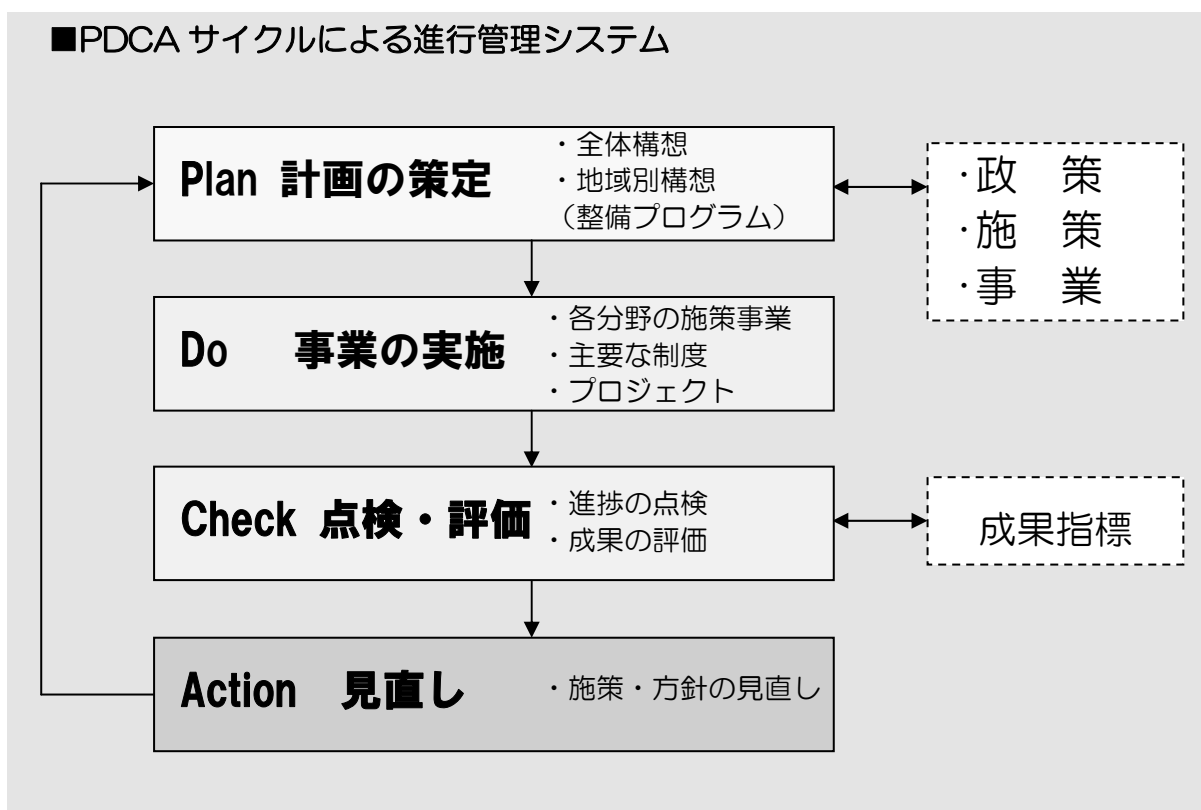
2) 進行管理 (PDCA)

○進行管理の考え方

本計画に基づく各種の施策・事業を効果的に実践していくために、事業の達成状況の評価を行います。

PDCA サイクルを摘要することにより、計画に基づく各種施策の状況の把握と、その結果である都市・地域の状況を点検・評価し、施策や方針の見直しを行い、まちづくりの着実な推進を目指します。なお、こうした見直しに加え、上位計画である総合計画の改訂や社会経済情勢に大きな変化が生じた場合など、必要に応じて柔軟に本計画を見直します。

また、Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価・検証)、Action (見直し) の各段階において、市民、事業者、NPO などの各種団体の参画を拡充し、市民協働によるまちづくりの推進を目指します。



○成果指標

目標の達成状況を把握する成果指標には、データによる客観的指標と市民意識による主観的指標があります。市民意識による主観的指標については、第五次総合計画において実施される意向調査（アンケート）を利用し、指標の評価・検討を行います。

この成果指標を全体構想における分野ごとに設定します。基準値は平成19年度とし、計画の中間年次である5年後に進捗状況の確認を行うとともに、計画内容を検討し、必要に応じて計画内容や目標を見直します。

(1) 土地利用

成果指標	基準値 (基準年度)	調査時点		備考
		5年後	10年後	
JR 春日井駅周辺を中心とした市街地の店舗・事業所数（事業所）	855	870	900	（客観的指標） JR 春日井駅周辺の拠点性を高めるため、店舗・事業所数の増加をめざす
駅周辺に行きたい場所やイベントがあると思っている市民の割合（％）	28.7	35	42	（主観的指標） 駅周辺の拠点性を高めるため、駅周辺に行きたい場所やイベントがあると思っている市民の割合の増加をめざす
新規事業所の数（件）	429	460	490	（客観的指標） 本市の活力を維持・向上するため、新規事業所の数の増加をめざす
15歳以上就業者のうち、市内で働く就業者の割合（％）	53.6 (H17)	53.8 (H22)	54.1 (H27)	（客観的指標） 職住近接のまちにするため、企業誘致を積極的に進め、市内の就業者の増加をめざす
企業振興策が適切だと思う人の割合（％）	66.1	69	74	（主観的指標） 本市の活力を維持・向上するため、企業振興策が適切だと思う人の割合の増加をめざす
市民農園開設数（か所数）	19	29	39	（客観的指標） 農地の保全を図るため、市民が農業を体験できる場の増加をめざす
地区計画の策定などにより供給された産業用地面積（ha）	0	42	85	（客観的指標） 産業を育成するため、地区計画の策定などを行い、産業用地の増加をめざす

(2) 市街地整備

成果指標	基準値 (基準年度)	現状値		備考
		5年後	10年後	
市街化区域面積に対する土地区画整理事業による整備面積の割合(%)	75	76.4	77.6	(客観的指標) 計画的にまちづくりを進めるため、土地区画整理事業を進め、整備面積の増加をめざす

(3) 道路・交通

成果指標	基準値 (基準年度)	調査時点		備考
		5年後	10年後	
都市計画道路の整備率(%)	78.2	81.7	86.2	(客観的指標) 交通の利便性を高めるため、都市計画道路の整備を進め、整備率の増加をめざす
市道の歩車道分離の割合(%)	17.4	20.1	23.2	(客観的指標) 身近な生活道路を整えるため、市道の歩車道分離を図り、歩車道分離の割合の増加をめざす
自転車や歩行中に危険だと思った回数(回/週)	2.1	1.8	1.5	(主観的指標) 身近な生活道路を整えるため、生活道路の危険箇所の改善を図り、危険だと思う回数の減少をめざす
自転車の運転ルールを守っている人の割合(%)	77.7	81	84	(主観的指標) 自転車マナーの向上を図るため、啓発活動などを進め、運転ルールを守っている人の割合の増加をめざす
市内のバス(かすがいシティバス)利用者数(人/日)	768	820	900	(客観的指標) 誰もが快適に移動できるよう、公共交通の利便性を高め、利用者の増加をめざす
5駅(JR勝川、春日井、神領、高蔵寺の各駅、名鉄味美駅)の乗客数(人/日)	62,531	66,000	69,000	(客観的指標) 駅周辺の拠点性を高めるため、駅周辺機能の強化を図り、乗客数の増加をめざす
公共交通機関を利用した回数(回/週)	1.4	2.2	3.1	(主観的指標) 誰もが快適に移動できるよう、公共交通の利便性を高め、利用数の増加をめざす

(4) 公園・緑地

成果指標	基準値 (基準年度)	調査時点		備考
		5年後	10年後	
人口1人あたり公園の面積 (m ²)	11.13	11.37	11.47	(客観的指標) 緑豊かな都市環境をつくるため、公園・緑地の整備を進め、1人あたり面積の増加をめざす
地域団体が協力して管理する公園(ちびっこ広場を含む)の数(か所)	391	400	410	(客観的指標) 緑豊かな都市環境をつくるため、地域団体との連携を進め、協力して管理する公園の増加をめざす
ビオトープの設置数(か所)	4	5	6	(客観的指標) 自然を守り自然に親しむため、ビオトープの整備を進め、設置数の増加をめざす
市内の指定希少野生動植物の種類(種)	0	1	1	(客観的指標) 指定希少野生動植物の指定を行い、自然環境の保全を図る
水辺に動植物が増えたと思う人の割合(%)	31.8	38	47	(主観的指標) 自然を守り自然に親しむため、水辺の水質の改善を促進し、動植物が増えたと思う人の割合の増加をめざす
緑地協定及び緑化協定の数(件)	192	240	290	(客観的指標) 緑豊かな都市環境をつくるため、緑化を推進し、緑地協定及び緑化協定の締結件数の増加をめざす
緑化されている市道の総延長(km)	61.8	64.8	68.7	(客観的指標) 緑豊かな都市環境をつくるため、市道の緑化整備を進め、緑化されている市道の増加をめざす

(5) 住宅・住環境整備

成果指標	基準値 (基準年度)	調査時点		備考
		5年後	10年後	
ニュータウン地区の都市再生機構賃貸住宅のリニューアル戸数(戸)	269	310	360	(客観的指標) ニュータウン地区に人が集い、にぎわいが生み出されるよう、地区の賃貸住宅のリニューアルを促進し、リニューアル戸数の増加をめざす
市営住宅の建替・新規建設戸数(戸)	0	90	150	(客観的指標) 住宅セーフティネットの充実のため、老朽化した市営住宅の再生を図り、建替や新規建設をめざす
地区計画の面積(ha)	125.1	160	165	(客観的指標) 魅力ある市街地形成を図るため、地区計画によるまちづくりを促進し、面積の増加をめざす
建築協定の数(件)	5	5	5	(客観的指標) 魅力ある住環境をつくるため、建築協定によるまちづくりを促進し、今後も協定の更新を行い、地区数の維持をめざす
街づくり支援制度活用団体の認定数(件)	0	30	50	(客観的指標) 魅力ある住環境をつくるため、街づくり支援制度の活用を促進し、認定数の増加をめざす
下水道維持管理費に対する下水道使用料の割合(%)	56.4	57.6	58.3	(客観的指標) 適正な下水処理を進めるため、効率的な施設管理や適正な下水道使用料の設定を行い、下水道事業の健全な運営をめざす
下水道普及率(%)	64.5	67	70	(客観的指標) 生活環境の改善、公共用水域の水質保全などを図るため、下水道の整備を進め、普及率の増加をめざす

(6) 都市防災・防犯

成果指標	基準値 (基準年度)	調査時点		備考
		5年後	10年後	
民間木造住宅耐震改修の補助件数(件)	122	230	330	(客観的指標) 災害に対し安心して暮らせるよう、木造住宅の耐震改修を促進し、補助件数の増加をめざす
避難所指定の建築物(学校、保育園など)の耐震化率(%)	27	73	100	(客観的指標) 災害に対し安心して暮らせるよう、避難所指定の建築物の耐震補強を進め、耐震化率の増加をめざす
災害時に広域避難場所や緊急避難場所として活用できる公園・広場の指定箇所数(か所)	80	82	84	(客観的指標) 災害時に歩いてすぐに避難できる場所を確保するため、避難場所の指定箇所の増加をめざす
主要橋梁耐震補強割合(%)	38	80	100	(客観的指標) 災害に対し安心して移動ができるよう、橋梁の耐震補強を促進し、耐震補強割合の増加をめざす
犯罪(刑法犯)の発生件数(件)	5,961	4,800	3,950	(客観的指標) 地域の防犯力を高めるため、地域安全活動などを推進し、犯罪の発生件数の減少をめざす

(7) 都市景観

成果指標	基準値 (基準年度)	調査時点		備考
		5年後	10年後	
美しい街なみだと思っている人の割合(%)	48.3	54	61	(主観的指標) 魅力的な都市景観が形成されるよう、街路樹などによる街なみの形成を図り、美しい街なみだと思ふ人の割合の増加をめざす
近くの公園や道路がきれいだと思う人の割合(%)	43.8	51	60	(主観的指標) 清潔で美しい生活環境の維持向上を図るため、公園や道路の環境美化を進め、きれいだと思う人の割合の増加をめざす